

## 平成25年第2回鞍手町議会定例会会期日程

1 会 期 3月6日(水)から21日(木)まで16日間

2 日 程 下表のとおり

月 日	曜 日	会 議 名	開議時刻	摘 要
3月6日	水	本 会 議	13時	開会・議案上程
7日	木			
8日	金			
9日	土			
10日	日			
11日	月	本 会 議	13時	一 般 質 問
12日	火	本 会 議	13時	一 般 質 問
13日	水	本 会 議	13時	議 案 質 疑
14日	木	民生産業委員会	13時	付託事件審査
15日	金	民生産業委員会	13時	付託事件審査
		総務文教委員会		
16日	土			
17日	日			
18日	月	総務文教委員会	10時	付託事件審査
19日	火	予算特別委員会	10時	付託事件審査
20日	水			
21日	木	本 会 議	13時	審査報告・閉会

平成25年鞍手町議会第2回定例会会議録（第1号）						
平成25年 3月6日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議			議 長		
	平成25年 3月6日 午後1時00分			川野高實		
	閉 会 開 議			議 長		
	平成25年 3月6日 午後2時45分			川野高實		
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	熊井照明	出欠	11	宇田川亮	出欠
	2	須山由紀生	出欠	12	岡崎邦博	出欠
	3	星正彦	出欠	13	栗田幸則	出欠
	4	—	出欠			
	出席 12人	5	田中二三輝	出欠		
	欠席 0人	6	原哲也	出欠		
	欠員 1人	7	川野高實	出欠		
		8	須藤敏夫	出欠		
		9	久保田正之	出欠		
	10	武谷保正	出欠			
会議録署名 議員	1	熊井照明		2	須山由紀生	

職 出 務 席	議会事務 局長	渡辺智文	出欠	議会事務 局長補佐	武谷朋視	出欠
	町長	徳島眞次	出欠	会計課長	久保田隆一	出欠
	副町長	本松吉憲	出欠	建設課長	森茂樹	出欠
	教育長	山本喜久男	出欠	企画財政 課長	三戸公則	出欠
	総務課長	白石秀美	出欠	上下水道 課長	中岡和之	出欠
	福祉人権 課長	鯨坂健二	出欠	病院事務 局長	中野眞路	出欠
	税務住民 課長	藤原光徳	出欠	教育課長	筒井英和	出欠
	農政環境課長 兼農業委員会 事務局長	篠原哲哉	出欠	保険健康 課長	長友浩一	出欠
地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名						
議事日程	別紙のとおり					
付議事件	別紙のとおり					
会議経過	別紙のとおり					

## 平成25年第2回鞍手町議会定例会議事日程

3月6日 午後1時開議

### 第1号

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第2号 鞍手町教育委員会委員の任命
- 日程第4 議案第3号 鞍手町固定資産評価審査委員の選任
- 日程第5 議案第4号 過疎地域自立促進計画の変更
- 日程第6 議案第5号 鞍手町過疎地域自立促進特別事業基金条例
- 日程第7 議案第6号 鞍手町新型インフルエンザ等対策本部条例
- 日程第8 議案第7号 鞍手町営住宅等整備基準条例
- 日程第9 議案第8号 鞍手町準用河川構造の基準に関する条例
- 日程第10 議案第9号 鞍手町職員退職手当支給条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第10号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第11号 鞍手町特別会計条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第12号 鞍手町行政財産使用条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第13号 鞍手町道路占用料条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第14号 鞍手町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第15号 鞍手町営住宅管理条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第16号 鞍手町改良住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 日程第18 議案第17号 鞍手町し尿処理施設設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 日程第19 議案第18号 平成24年度鞍手町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第20 議案第19号 平成24年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第21 議案第20号 平成24年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第22 議案第21号 平成24年度鞍手町住宅新築資金等特別会計補正予算（第1号）
- 日程第23 議案第22号 平成24年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第24 議案第23号 平成24年度鞍手町中山西区用地造成事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第25 議案第24号 平成24年度鞍手町泉水団地改良住宅移設事業特別会計補正予算（第1号）

- 日程第26 議案第25号 平成25年度鞍手町一般会計予算
- 日程第27 議案第26号 平成25年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第28 議案第27号 平成25年度鞍手町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第29 議案第28号 平成25年度鞍手町住宅新築資金等特別会計予算
- 日程第30 議案第29号 平成25年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計予算
- 日程第31 議案第30号 平成25年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計予算
- 日程第32 議案第31号 平成25年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計予算
- 日程第33 議案第32号 平成25年度鞍手町中山西区用地造成事業特別会計予算
- 日程第34 議案第33号 平成25年度鞍手町泉水団地改良住宅移設事業特別会計予算
- 日程第35 議案第34号 平成25年度地方独立行政法人くらて病院貸付金特別会計予算
- 日程第36 議案第35号 平成25年度鞍手町水道事業会計予算
- 日程第37 議案第36号 鞍手町道路線の認定
- 日程第38 議案第37号 宮若市・鞍手町・小竹町障害程度区分等認定審査会の共同設置に関する規約の変更について

平成25年3月6日（第1日）

開議 13時00分

○議長 川野 高實君

只今から平成25年第2回鞍手町議会定例会を開会します。

まず、町長より提出されています鞍手町保有仕組債の状況報告書と、監査より提出されています例月現金出納検査報告書をお手元に配布していますのでご確認下さい。

次に、教育長より行政報告の申し出があつていますので、これを許可します。

教育長。

○教育長 山本 喜久男君

平成25年2月23日土曜日に発生しました鞍手町立室木小学校の校舎火災について、行政報告いたします。

まず、この火災により町民の皆さまをはじめ、保護者の皆様に多大なるご迷惑とご心配をおかけしましたこと、児童にも大変な不安や悲しい思いをさせましたことにつきまして深くお詫び申し上げます。

火災が土曜日であったため学校は無人であり幸い児童や教職員の人的被害は生じませんでした。貴重な行政財産に損害を与えたことにつきまして重ねてお詫び申し上げます。

それでは火災発生状況について報告いたします。警備会社に11時6分に火災の通報があり、警備員が室木小学校に11時19分に到着し、2階2年生教室より出火していることを確認し、11時21分に119番通報しています。消防は11時33分に到着し消火活動を行い約1時間後に鎮火しております。その後、14時から現場検証が行われ担任教諭、校長、教育課長の立ち合いの下、17時ころまで行われ、その結果、出火原因は放火等ではなく2年生教室で使用している延長コードの接続部分が激しく燃えており漏電の可能性が高いと警察署より説明を受けました。

被害状況につきましては、焼失面積は約100平方メートルで出火元の2年生教室は全焼し、廊下の一部も焼失しました。焼失は免れたものの2階全体に煤が蔓延し、1年生教室、特別支援学級、図工科室、廊下などは使用できる状態ではありません。

2年生教室の真上の3階パソコン教室も窓ガラスが割れ、消火に伴う水損で、パソコン機器数台が使用できない状況になっています。3階にはパソコン教室のほかに音楽室、3・4年生教室、プレールーム、5・6年生教室、図書室がありますが、防火扉が作動したため煤に覆われることなくパソコン教室以外の被害はありませんでした。

1階の職員室、校長室、教具室は天井から消火に伴う水漏れがありましたが、早急にブルーシートで応急的に措置し被害を最小限に食い止めることができました。

人的被害はありませんでしたが、火災を目撃した児童や思い出の作品等も含め持ち物を焼失した児童もあり、児童全体の心のケアが必要であると思われます。

火災鎮火後、ただちに保護者の代表、校長、教務主任、教育委員会で今後の対応を協議しました。その結果、保護者、学校関係者は被害の少なかった1階校舎と3階校舎での授業の

再開を要望されました。しかし、そのことが安全上可能であるか、電気系統、警備関係などの点検を業者に依頼しました。その結果、一部電気系統、警備関係に損傷はあるものの安全上問題がないことが確認されましたので現場検証の妨げにならない範囲で月曜日の授業再開を目指してPTA有志、教職員、教育委員会職員で清掃作業を行いました。

一方では、23日午後4時より緊急に町内校長会を招集し火災の報告と今後の対策を協議するとともに各学校のコンセント類の緊急点検を含め安全管理を徹底するように指導をいたしました。

24日の日曜日はPTAの方々、地域の方々、教職員、教育委員会職員等約100名を超える人が参加し昨日からの清掃作業を継続し、14時頃に月曜日から児童が学習できる環境を整備することができました。

児童へは、2月25日月曜日、登校後、校舎に入る前に体育館に集合させ全校集会を開き動揺しないように事情を説明した後、1、2年生、特別支援学級の児童は当分の間、図書室や特別教室を代替え教室として使用することとなりそれぞれの教室へ移動し授業を通常通りに行いました。

また、現在のところ児童、教職員ともにメンタルケアの必要な者はいないようですが、引き続き観察を行うように指導しております。

校舎の本格的な復旧工事につきはしては、2月26日から行われており3月末までには復旧する見込みであります。

また焼失しました教材備品等につきましても授業に支障がないように対応しています。

尚、焼失等による損害額は確定しておりませんが約2千万円と推定しております。

このような事態になりましたことに対しまして、町民の皆さま、保護者の皆さま、子どもたちにも申し訳ない気持ちで一杯です。今後このようなことが起きないように、施設管理の指導を徹底していく所存であります。以上、行政報告をさせていただきました。

#### ○議長 川野 高實君

以上で行政報告を終わります。

次に、町長より所信表明の申し出がありますので、これを許可します。

町長。

#### ○町長 徳島 眞次君

平成25年第2回鞍手町議会定例会の開会にあたり、今回提案いたします諸議案の提案理由の説明に先立ちまして、私の町政運営に関する所信の一端を申し上げ、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

私は、鞍手町のポテンシャルを最大限活かし、町民の皆さんと力を合わせて、未来に繋がる町づくりを進め、町民すべてが笑顔で暮らせる、魅力ある、住みたい町の実現を図るため公約に目標を掲げておりますが、これから、このことを具体化していくことが、負託に応えるべく私に課せられた使命であると考えております。

昨今の社会情勢は、少子高齢化の進展と、人口の大都市への一極集中がさらに進み、地方

にとりましては人口減少がさらに深刻化するものと認識いたしております。

また、国においては、デフレによる出口の見いだせない慢性的な経済情勢に対して、アベノミクスと呼ばれる「大胆な金融緩和」「機動的な財政出動」「民間の投資を喚起する成長戦略」を3本の柱とする政策が講じられていますが、安倍政権は発足したばかりで、その効果を期待はしつつも、まだ先が読めないというのが実感です。

さらに、地域主権改革の進展に伴う一層の地方分権への対応など、様々な行政課題や行政運営の基盤となる財政をはじめ、環境、福祉、医療、防災、教育の問題など、先送りできない課題や懸案事項が山積しております。

こうした社会・経済情勢を踏まえ、私は町民の先頭に立ち、9つの柱を掲げ、町政運営に取り組む決意をいたしております。

まず、「鞍手町を魅力ある、住みたい町へ」という目標に向かって4つの柱を掲げております。

その第1は、子育て支援と教育振興であります。

厚生労働省による平成23年の人口動態調査では、日本人女性一人が一生に産む子どもの平均数に当る「合計特殊出生率」は1.39と公表されました。

長期的に人口を維持できる水準は2.07と示されており、その水準よりはかなり低い数値となっています。ただ、平成17年は1.26で、やや上昇傾向にあり、この数値がさらに上昇していくよう国と地方が一体となって子育て支援に取り組まなければならないと考えております。

子どもは国の宝であり、鞍手町にとっても将来を担う貴重な財産でありますので、出生率が下がれば、将来の労働人口が減り、生産・年金・社会保障制度等に重大な影響が出ることは明らかであります。

これからの町づくりにおいて、安心して出産し育児ができる環境づくりを支援していく考えであります。

また、教育は、国の礎であります。今、一番の急務は、学校教育、社会教育の連携充実を図りながら激動する21世紀の社会に対応できる人材を育成していくことでもあります。

そのためにも、教育環境を充実していくことは大きな課題であり、中学校統合もその取り組みの一環であることは勿論、行政と町民の皆様が共に力を合わせ、子どもたちが生活する家庭、地域社会、学校におけるより良い教育環境を構築していくため、最大限努力していく所存であります。

第2は、雇用促進であります。

鞍手インターチェンジが供用開始されて2年が経過し、その周辺は徐々に賑わいを見せ始めており、遠賀川渡架橋についても開通が待ち望まれるところとなりました。

これらの新たなインフラを活かし、私が先頭となって積極的にトップセールスを行い企業誘致、住宅誘致を進め、地域雇用力の増大を図り、地域活性化に繋げていきたいと考えております。

第3は、地場産業の活性化であります。

本町の主要産業は農業でございます。T P P参加問題については様々な論議がありますが、農業の未来を切り拓き、成長力を強化するためには民間活力の導入なども視野に入れながら、攻めの姿勢で国際戦略の構築と国内農業の体質強化に向けた取り組みが必要であります。

このことから、付加価値の高い鞍手ブランド作物の開発と流通ルートの開拓を図り、農業基盤の安定と振興を図っていく考えであります。

また、企業誘致は、単に新たな企業を誘致するというだけでなく、地場の商業、工業、農業関係者と連携を密にしながら、誘致した企業と良好な相互関係を築き、相乗効果によって地域全体の活力を生み出せるような環境を醸成し、地域の浮揚と活性化に努めていく考えであります。

第4は、自然環境と文化財の整備であります。

私は、里山としての美しい鞍手の景観、長谷観音をはじめとする誇るべき文化財など、これまであまり大きくPRされることのなかった本町の魅力を今一度見直す必要があると感じています。

そこで、本町の農工商の情報を共有し、地域の魅力を内外に広く発信していくとともに、その保護に努めていく考えであります。

次に、「鞍手町を老若男女すべての人が笑顔で暮らせる町へ」を目標とする5つの柱であります。

第1は、地域環境や住環境のインフラ整備であります。

誰もが住みたい、定住したい町であるための要素として、地域環境や住環境のインフラ整備を進めていくことは非常に重要であると考えております。

本町の公共下水道の普及率は、平成24年4月1日現在37.9%で、水洗化率は約70%であります。さらなる整備を進め、普及促進に努めていく考えであります。

また、遠賀川渡架橋とリンクする幹線道路網整備や中学校統合に向けての安全確保のため通学路整備を精力的、効果的に進めて参ります。

そして毎年、梅雨前線が活発となる雨季や台風シーズンには、内水被害が頻繁に発生している地域があり、こういった地域の不安解消のためにも、防災体制の強化と治水対策への取り組みを進めていく考えであります。

こういった取り組みが安心して暮らせる基礎となり、結果的に新たな土地活用を促し、地域経済の活性化に繋がるという考えであります。

第2は、福祉の充実であります。

現在、本町の地域公共交通として、すまいるバスの実証運行を行っております。通勤、通学、通院、買い物など、交通弱者の利便性や安定して継続できる財政負担などを総合的に勘案しながら、住民の皆さんが身近な交通手段として利用いただけるものとなるよう努めていく考えであります。

また、老老介護や独居老人の問題の解決や、男女共同参画社会の構築などの取り組みは急



務と考えておりますが、これらの取組みを進める上では、ボランティア団体等との連携・協力体制を構築し、ネットワークづくりを進めるところから支援していく考えであります。

第3は、医療の充実であります。

鞍手町立病院につきましては経営形態を見直し、本年4月から地方独立行政法人くらて病院として新たなスタートを切る予定となっております。

これは、近年、求められる医療サービスが高度化、多様化する一方で、医師の確保が非常に難しくなっていることなどから、自治体病院として、これまでよりもより迅速で柔軟な対応ができる経営形態に移行するものであります。

今後とも、救急医療体制の充実も視野に入れながら、住民の皆さんが安心して医療サービスが受けられる環境整備に努めていく考えであります。

第4は、文化を享受できる環境の整備であります。

高度情報化社会が進展し、テレビやラジオ、新聞や書物などから得られていた情報は、インターネットの普及により、より幅広い情報として、より速く得られる時代となりました。

しかし、町内における高速光回線の整備は全域には及んでいませんので、その整備が促進されるよう関係機関への要請などを積極的に行い、住民の皆様が様々な情報を享受できる環境づくりを支援していく考えであります。

また、老朽化などにより維持管理が大変になってきています運動施設や文化施設につきましては、その利用状況なども精査しながら、効率的な維持管理体制のもとで、効果的かつ広域的な活用が図られるよう努めていく考えであります。

第5は、町の財政健全化であります。

本町の財政状況は、前柴田町政におけるご尽力により、若干の余裕が出てきたようにも捉えられがちですが、中長期的な視点で見ますと極めて厳しい状況にあり、民間で言えばいつ民事再生法が適用されてもおかしくない状況だと私は感じております。

縷々申し述べて参りました所信とする施策につきましては、町財政の健全化という大きな課題を克服しなければ具体化できないものもあります。

行政運営の舵取りを行っていく上では、第4次鞍手町総合計画との整合性を図りながらも、時には民間的な視点をもって経営のあり方として見直すべきところは見直しながら進めていく考えであります。歳出削減だけでは町の活性化は見込めません。鞍手町の文化や資源を生かし、特に企業誘致や地場産業の後方支援に努めながら、自主財源の確保に鋭意取り組んでいく考えであります。

以上、町長就任にあたり、町政運営に関する9つの柱による私の基本姿勢を述べさせていただきましたが、めまぐるしく社会情勢は変化し、地域主権改革などが進められている中では、基礎自治体は住民の皆様にも身近な行政として有効に機能しなければなりません。そのため、町民の要望や意見、苦情などを聴取する町長直轄窓口、「鞍手のとびら」を設置いたします。

これから、すべての人が笑顔で暮らせるまちづくりを進め、未来に繋げていくその役割と

責任の重大さをしっかり心に据えて、町政運営に邁進して参る所存でございます。

今後とも町民並びに議員の皆様、関係機関・団体等のさらなるご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます、私の所信表明とさせていただきます。

**○議長 川野 高實君**

以上で所信表明を終わります。

これより日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第124条の規定により、議長において1番議員 熊井照明君及び2番議員 須山由紀生君を指名します。

次に、日程第2 会期の決定を議題とします。

今期定例会の会期は、本日から3月21日までの16日間にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって会期は本日から3月21日までの16日間に決定しました。

次に進みます。

日程第3 議案第2号及び日程第4 議案第3号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

**○町長 徳島 眞次君**

日程第3 議案第2号から日程第4 議案第3号までの2件について、一括して提案説明を申し上げます。

日程第3 議案第2号は、鞍手町教育委員会委員の任命であります。

鞍手町教育委員会委員であります山本喜久男氏が平成25年3月31日をもって辞任されることに伴い、後任の委員として、水摩幸隆氏を平成25年4月1日から平成25年10月3日までの任期として任命するため、議会の同意を求めるものであります。

なお、別紙で履歴書を添付していますので、ご参照ください。

次に、日程第4 議案第3号は、鞍手町固定資産評価審査委員の選任であります。

鞍手町固定資産評価審査委員3名のうち、入江 均氏の任期が平成25年6月9日をもって任期満了することに伴い、後任の委員として、坂田正明氏を選任するものであります。

同氏の略歴につきましては、別紙で添付しておりますので、ご参照ください。

以上が、日程第3 議案第2号から 日程第4 議案第3号までの2件の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしく願いいたします。

**○議長 川野 高實君**

これから質疑を行います。

議案第2号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第3号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第2号及び議案第3号は会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第2号及び議案第3号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

議案第2号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第3号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第2号 鞍手町教育委員会委員の任命を採決します。

教育委員会委員に水摩幸隆氏の任命に同意することに賛成の方は挙手を願います。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第2号は同意することに決定しました。

次に議案第3号 鞍手町固定資産評価審査委員の選任を採決します。

本案について、これに同意することに賛成の方は挙手を願います。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第3号は同意することに決定しました。

ここでしばらく休憩します。

休憩 14時23分

再開 14時35分

○議長 川野 高實君

会議を再開します。

日程第5 議案第4号を議題とします。提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

日程第5 議案第4号の1件について、提案説明を申し上げます。

日程第5 議案第4号は、過疎地域自立促進計画の変更であります。

本計画の変更は、過疎地域からの自立促進を推進するため、新たな事業の追加及び計画事業の修正を行うものであります。

今回の変更の主なものは、中学校統合に伴い通学路となる町道の改修等12事業の追加及び修正、並びに鞍手町過疎地域自立促進特別事業基金創設に伴う基金対象事業とするための文言の追加などを行うものであります。

以上が、日程第5 議案第4号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

**○議長 川野 高實君**

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第6 議案第5号から日程第9 議案第8号までの4件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

**○町長 徳島 眞次君**

日程第6 議案第5号から日程第9 議案第8号までの4件について、一括して提案説明を申し上げます。

日程第6 議案第5号は、鞍手町過疎地域自立促進特別事業基金条例であります。

本条例は、過疎対策事業債の特別事業分3,500万円を過疎地域の指定期限となる平成32年度まで、毎年積み立てる基金として設置することに関し、必要な事項を定めるため制定するものであります。

この基金を設置することで、定住促進奨励金交付事業などのソフト事業を将来にわたり継続的に実施するための財源を確保することとしております。

次に、日程第7 議案第6号は、鞍手町新型インフルエンザ等対策本部条例であります。

本条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定に伴い、新型インフルエンザ等緊急事態宣言がなされたときに、病原性が高い新型インフルエンザ等に対し速やかに対応するため、新型インフルエンザ等対策本部に関し、必要な事項を定めるため制定するものであります。

次に、日程第8 議案第7号は、鞍手町営住宅等整備基準条例であります。

本条例は、公営住宅法の一部改正に伴い、鞍手町営住宅等の施設整備基準に関し、必要な事項を定めるため制定するものであります。

次に、日程第9 議案第8号は、鞍手町準用河川構造の基準に関する条例であります。

本条例は、河川法の一部改正に伴い、鞍手町の準用河川構造の技術的基準に関し、必要な事項を定めるため制定するものであります。

以上が、日程第6 議案第5号から 日程第9 議案第8号までの4件の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願ひいたします。

**○議長 川野 高實君**

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第10 議案第9号から日程第18 議案第17号までの9件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

**○町長 徳島 眞次君**

日程第10 議案第9号から日程第18 議案第17号までの9件について、一括して提案説明を申し上げます。

日程第10 議案第9号は、鞍手町職員退職手当支給条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条例であります。

本条例は、国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の施行に伴い、本町職員の退職手当の給付水準を段階的に引き下げるとともに、鞍手町特別職の職員及び教育長の退職手当の支給割合を一般職の引き下げ割合をふまえ引き下げするため、関係条文を整備するものであります。

次に、日程第11 議案第10号は、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例であります。

本条例は、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉政策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行による障害者自立支援法の一部改正に伴い、本条例が引用している障害者自立支援法の名称と条項の番号が改められることとなったため、関係条文を整備するものであります。

次に、日程第12 議案第11号は、鞍手町特別会計条例の一部を改正する条例であります。

本条例は、地方独立行政法人くらて病院に対する貸付金等の収支を一般会計から分離し、会計処理を明確にするため、新たな特別会計を設けることから、関係条文を整備するものであります。

次に、日程第13 議案第12号 鞍手町行政財産使用条例の一部を改正する条例及び日程第14 議案第13号 鞍手町道路占用料条例の一部を改正する条例であります。

この2条例は、道路法施行令の一部改正に伴い、引用している条項の番号が改められることとなったため、関係条文を整備するものであります。

次に、日程第15 議案第14号は、鞍手町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例であります。

本条例は、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉政策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行による障害者自立支援法の一部改正に伴い、本条例が引用している障害者自立支援法の名称と条項の番号が改められることとなったため、関係条文を整備するものであります。

次に、日程第 16 議案第 15 号 鞍手町営住宅管理条例の一部を改正する条例 並びに  
日程第 17 議案第 16 号 鞍手町改良住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例であり  
ます。

この 2 条例は、公営住宅法の一部改正に伴い、町営住宅及び改良住宅の入居者資格のうち入  
居収入基準等について、関係条文を整備するものであります。

次に、日程第 18 議案第 17 号は、鞍手町し尿処理施設設置及び管理条例の一部を改正  
する条例であります。

本条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴い、技術管理者の設置と資格に  
関し、関係条文を整備するものであります。

以上が、日程第 10 議案第 9 号から日程第 18 議案第 17 号までの 9 件の提案説明で  
あります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

#### ○議長 川野 高實君

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第 19 議案第 18 号から日程第 25 議案第 24 号までの 7 件を一括して議  
題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

#### ○町長 徳島 眞次君

日程第 19 議案第 18 号から日程第 25 議案第 24 号までの 7 件について、一括して  
提案説明を申し上げます。

日程第 19 議案第 18 号は、平成 24 年度鞍手町一般会計補正予算（第 8 号）でありま  
す。

本補正予算は、国が平成 24 年度一般会計補正予算（第 1 号）を新たに追加計上したこと  
に伴い、本町におきましても新たに農業施設に関する事業費を追加するとともに、これまで  
に実施した事業費の確定等による歳出予算の減額等の要因について補正を行っております。

これらの財源といたしましては、国・県支出金、町債及び財政調整基金への積立金等を調  
整し、歳入歳出それぞれ 1 億 9,365 万 1 千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ 6 億 8  
億 3,538 万 9 千円といたしました。

なお、新たに追加した農業施設の整備に係る事業費 700 万円については、翌年度へ繰越  
すこととしております。

次に、日程第 20 議案第 19 号は、平成 24 年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正  
予算（第 4 号）であります。

本補正予算は、保険給付費の療養諸費及び高額療養費の追加と共同事業拠出金の減額に伴  
い国庫支出金、療養給付費交付金、県負担金などの補正要因を調整し、歳入歳出それぞれ 1  
億 7 万 5 千円を減額して、予算総額を歳入歳出それぞれ 2 億 3,422 万 4 千円といたしま

した。

次に、日程第21 議案第20号は、平成24年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）であります。

本補正予算は、後期高齢者医療保険料の特別徴収と普通徴収の収入割合の変更と保険基盤安定に係る繰入金の減額に伴い広域連合納付金などの補正要因を調整し、歳入歳出それぞれ186万7千円を減額して、予算総額を歳入歳出それぞれ2億2,730万5千円といたしました。

次に、日程第22 議案第21号は、平成24年度鞍手町住宅新築資金等特別会計補正予算（第1号）であります。

本補正予算は、貸付回収金を一般会計へ繰出すため、歳入歳出それぞれ43万4千円を追加して、予算総額を歳入歳出それぞれ98万7千円といたしました。

次に、日程第23 議案第22号は、平成24年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）であります。

本補正予算は、下水道使用料の追加など補正要因を調整し、歳入歳出それぞれ446万4千円追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ6億5,475万5千円といたしました。

次に、日程第24 議案第23号は、平成24年度鞍手町中山西区用地造成事業特別会計補正予算（第1号）であります。

本補正予算は、中山西区用地造成事業が完了したため、不用額を減額するもので、歳入歳出それぞれ146万9千円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ5,846万7千円といたしました。

次に、日程第25 議案第24号は、平成24年度鞍手町泉水団地改良住宅移設事業特別会計補正予算（第1号）であります。

本補正予算は、土地の所有権移転仮登記が本年度内に完了しないことから、NEDOとの契約事項により移転補償費の一部が減額となり、それに伴って事業費を減額するもので、歳入歳出それぞれ1億8,773万2千円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ5億3,261万8千円といたしました。なお、減額となった移転補償費につきましては、平成25年度予算において、受け入れることとしております。

以上が、日程第19 議案第18号から日程第25 議案第24号までの7件の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしく願いいたします。

○議長 川野 高實君

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第26 議案第25号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

日程第 2 6 議案第 2 5 号の 1 件について、提案説明を申し上げます。

日程第 2 6 議案第 2 5 号は、平成 2 5 年度鞍手町一般会計予算であります。

冒頭で私の町政運営に対する基本姿勢を述べさせていただきました。

それらを実現するため平成 2 5 年度予算から関係必要経費を計上させていただくところではあります。町長就任後、息つく間もない予算編成作業であったため、私の政策については、十分な考察を経て計上させていただくこととします。

まずは平成 2 5 年度当初予算については、志半ばにして急逝された故柴田前町長がこれまで取り組まれていた重要施策につきましては、私が継承し、確実に進めていくと申し上げておりましたので、それに対する予算措置を最優先とすることとして予算編成を行っております。

具体的には、平成 2 5 年度の歳出では、教育費におきまして中学校統合に伴う新校舎改修事業や屋内運動場新築事業などの教育施設関連の整備事業費として約 1 6 億 2,000 万円を計上するとともに、安全・安心な通学路の整備等に伴う事業費として約 1 億 3,300 万円の予算計上を行っております。

また、安全・安心な学校を整備するため、耐震診断の必要な 4 つの小学校及び南北両中学校の屋内運動場について調査委託料として約 2,500 万円を計上するとともに、快適な教育環境づくりのために各小学校のトイレを洋式に改修する工事費として約 570 万円を計上しています。

さらに私は、安全・安心なまちづくりを一層推進するために、行政に対するご意見・ご相談窓口を新設するとともに、防災・災害に対しましても専門知識を有した職員を配置することとし、総務費及び消防費にそれぞれ所要の予算を計上しております。

また、平成 2 5 年度から定住促進事業の奨励交付金として約 350 万円の計上を行うとともに、これら定住促進事業や過疎地域からの自立促進を図るための事業費の財源を確保するために、過疎対策事業債 3,500 万円を積み立てる新たな基金を創設することとしております。

また、鞍手町をもっと全国に発信していきたいと考えておりますが、その第 1 弾として、ふるさと納税をされた方に対しては、お礼を兼ねて本町の特産物を送って PR していきます。

また、これらの情報についてはフェイスブックなどのソーシャル・ネットワーク・サービスを活用して広く PR し、町の活性化につなげていきたいと考えております。

民生費におきましては、平成 2 5 年度から介護保険の地域包括支援センターが各自治体で運営することとなり、その事業費約 2,750 万円を新たに計上しております。

一方、大きく膨らんだ歳出に対する歳入につきましては、自主財源となる町税や使用料及び手数料などは若干の増額となったものの、その他の自主財源については、平成 2 4 年度と同額若しくは減額となり、依然として国庫支出金や町債などの依存財源に頼らなければならない予算構成となっております。

特に、町債においては、有利な過疎対策事業債の借入額は大幅に伸びており、いずれこの



元利償還金の30%については交付税措置がないため、町単費で賄っていかなければなりませんので、町債の発行におきましては、充当事業の必要性を精査し、財政規律を確保しながら財政運営を行っていく所存であります。

そして今後、さらなる行財政改革を断行し、健全な財政を確立しなければならないと考えておりますが、平成25年度の歳入については、これらの諸要件を勘案し、現時点で確保できるものを全て計上いたしてもなお不足する財源1億7,696万8千円については、財政調整基金からの繰入金で調整しております。

その結果、平成25年度一般会計予算総額は、歳入歳出それぞれ78億6,458万3千円としております。

これは、前年度当初予算63億6,905万6千円と比較しますと14億9,552万7千円の増額、率にして23.5%の増となっております。

以上のような基本的な考え、財政状況を踏まえながら、平成25年度当初予算を編成いたしました。

以上が、日程第26 議案第25号の提案説明であります。併せて、予算編成方針を申し述べさせていただきます。

また、詳細については、企画財政課長に説明させますので、ご審議の上、ご協賛のほど、よろしく申し上げます。

○議長 川野 高實君

企画財政課長。

○企画財政課長 三戸 公則君

概略については、町長より説明がありましたので、款ごとに、主な費目についての説明を申し上げます。

まず、歳出です。

1 款 議会費は、平成24年度当初予算額と比較して699万2千円減額となる9,542万9千円を計上しています。減額となった主な要因は、平成25年1月に議員が1名辞職し、1名欠員になったためです。

次に2 款 総務費は、平成24年度と比較して8,023万2千円減額となる7億6,059万円を計上しています。

1 項 総務管理費 1 目一般管理費では、平成24年度と比較して4,457万4千円減額となる3億303万6千円を計上しています。

減額となった主な要因は、職員給与費の減少や年金追加費用が減少したためです。

5 目 財産管理費では、平成24年度と比較して9,801万6千円減額となる3,567万7千円を計上しています。

減額となった主な要因は、平成24年度は公有財産購入費として1億942万1千円を計上していましたが、平成25年度は公有財産購入費がございません。

7 目 財政調整基金費では、平成24年度と比較して3,465万5千円増額となる3,6

35万7千円を計上しています。

増額となった要因は、過疎対策事業債特別事業分を活用して過疎地域自立促進特別事業基金を新たに創設し、その積立金として3,500万円を計上したためです。

10目 電算管理費では、平成24年度と比較して1,993万円増額となる1億3,645万6千円を計上しています。

増額となった主な要因は、地方税の電子申告導入費用として266万7千円、滞納事務処理の効率性を図るため滞納システム導入費用として461万3千円、法務省の指導により戸籍副本データ管理システム導入費用として525万円を計上したためです。

4項 選挙費では、平成24年度計上しておりました農業委員会委員選挙費135万6千円は減額となっていますが、平成25年度は参議院選挙費として852万4千円計上しています。選挙費全体では、724万6千円増額となる1,799万9千円を計上しています。

次に3款 民生費は、平成24年度と比較して6,866万3千円増額となる23億3,893万3千円を計上しています。

増額となった主な要因は、1項 社会福祉費のうち2目 国民年金事務費で、平成24年度と比較して職員給与費等で1,001万6千円増額、11目 障害者自立支援費で1,843万6千円増額となったほか、平成25年度に介護保険広域連合から地域包括支援センターが移管されることにより新設された、13目 地域包括支援センター事業費で2,750万2千円計上しているため、社会福祉費全体では、平成24年度と比較して4,348万4千円増額となる15億2,951万7千円を計上しています。

次に、2項 児童福祉費では、1目 児童福祉総務費で、職員給与費などにより1,252万7千円減額、7目 乳幼児医療対策費及び8目 ひとり親家庭等医療対策費では、医療給付費の減少により241万1千円及び158万9千円が減額となりましたが、2目 児童福祉施設費では、保育児童数の増加等により、平成24年度と比較して2,694万4千円増加となり、児童福祉費全体では、平成24年度と比較して1,887万5千円増額となる7億6,801万円を計上しています。

次に、5項 人権推進事業費のうち、1目 人権推進事業総務費では、職員給与費及び集会所の修繕料の追加により596万4千円増額となる2,488万4千円を計上しております。

次に4款 衛生費は、平成24年度と比較して2,375万6千円減額となる7億4,201万8千円を計上しています。

1項 保健衛生費のうち、1目 保健衛生総務費は、病院事業への繰出金が、平成25年度から6目 病院事業費の運営費負担金として移行することに伴い、平成24年度と比較して1億7,548万1千円減額となる7,176万7千円を計上しています。

次に2目 予防費は、平成24年度と比較して494万1千円増額となる4,021万8千円を計上しています。

主な要因は、予防接種業務委託料が527万円増額となったことによるものです。

次に3目 環境衛生費は、火葬場修繕料の増額などにより、平成24年度と比較して273万8千円増額となる3,176万円を計上しています。これには、葬斎場指定管理料1,895万円が含まれています。

次に4目 健康増進事業費は、例年どおり基本検診や総合がん検診を実施するため、2,035万3千円を予算計上しています。

次に5目 母子保健対策費は、次世代育成支援行動基本計画に沿って母性並びに乳幼児の健康対策支援等の所要額として、2,198万1千円を計上しています。

次に6目 病院事業費は、評価委員会の経費及びくらはて病院運営費負担金前期分等で1億3,844万8千円を計上しています。

なお、平成25年度の病院事業への運営費負担金総額は2億7,606万6千円となっており、後期分につきましては、財源の状況等を考慮しながら補正で対応させていただきます。

次に2項 清掃費のうち2目 し尿処理費では、衛生センターの指定管理料7,874万2千円を含む、9,591万9千円を予算計上しています。

3目 じん芥処理費では、宮若市外二町じん芥処理施設の運営負担金 2億437万7千円を含む、3億1,151万3千円を計上しています。

4目 小型浄化槽整備事業費では、平成24年度とほぼ同額の1,005万9千円を計上しています。

次に5款 労働費は、平成24年度と比較して1,157万5千円減額となる1,504万1千円を計上しています。これは、緊急雇用創出事業臨時特例基金事業が減額となったことによるものです。

次に6款 農林水産業費は、平成24年度と比較して5,329万9千円減額となる1億53万1千円を計上しています。

主な要因は、3目 農業振興費において、活力ある高収益型園芸産地育成事業費が6,117万7千円減額となったことによるものです。

次に7款 商工費は、平成24年度と比較して4,429万8千円減額となる4,408万5千円を計上しています。

減額となった主な要因は、中山西区用地の造成事業が終了し、その事業に伴う特別会計への繰出金が3,979万円減額となったことによるものです。

次に8款 土木費は、平成24年度と比較して1億6,019万円増額となる6億8,050万4千円を計上しています。

1項 土木管理費では、1目 土木総務費の職員給与費等の減額により、平成24年度と比較して598万7千円減額となる6,290万5千円を計上しています。

2項 道路橋梁費では、1目 道路橋梁費において、通学路の整備等の工事箇所増加により1億3,719万円増額の2億1,638万2千円を計上しています。

3目 急傾斜地崩壊対策事業費につきましては、平成25年度事業実施年度でありますので、工事費1,575万円計上したことにより、道路橋梁費全体では、平成24年度と比較し

て1億5,297万5千円増額となる2億3,216万7千円を計上しています。

3項 河川費では、2目 用排水路費で749万1千円増額となっておりますが、3目ため池等整備事業で県負担金が1,200万円減額となったことにより、河川費全体では、平成24年度と比較して528万5千円の減額となる3,234万6千円を計上しています。

4項 住宅費では、修繕料や工事費の増額により平成24年度より583万8千円増額となる1,748万5千円を計上しています。

5項 公園整備費は、大谷自然公園の指定管理料650万円を含む926万1千円を計上しています。

6項 都市計画費は、平成24年度と比較して1,243万4千円増額となる3億2,634万円を計上しています。

1目 都市計画総務費では、都市計画基礎調査委託料で420万円、遠賀川渡架橋橋梁整備事業負担金で600万円計上しているため、1,127万1千円の増額となる2,662万9千円を計上しています。

2目 下水道総務費では、流域関連公共下水道事業特別会計への繰出金を、平成24年度と比較して116万3千円増額の2億9,971万1千円計上しています。

9款 消防費は、平成24年度と比較して、1,306万3千円増額となる3億4,234万8千円を計上しています。

主な要因は、1目 常備消防費において、直轄広域消防事務組合負担金が平成24年度と比較して1,603万5千円増額となる3億221万8千円を計上しているためです。

2目 非常備消防費については、平成24年度と比較して681万7千円減額となる2,913万6千円を計上しています。平成24年度は、本町消防団が福岡県消防操法大会に出場し、増額となっていたためです。

4目 防犯費では、146万円増額となる763万7千円を計上しています。平成24年度より、省電力化による経費削減を目的としてLED電球の防犯灯を段階的に設置しているためです。

10款 教育費は、平成24年度と比較して、15億2,929万1千円増額となる20億7,728万3千円を計上しています。

1項 教育総務費では、平成24年度と比較して202万1千円増額となる1億401万3千円を計上しています。

2項 小学校費では、平成24年度と比較して4,839万2千円の増額となる1億2,023万5千円計上しています。主な要因としては、光熱水費で234万4千円、修繕料で280万5千円、工事費で2,764万6千円増額となったためです。

3項 中学校費では、平成25年度から中学校統合に伴う建設工事が始まることから、建築工事監理委託料4,857万4千円、工事費15億7,496万2千円を計上しており、平成24年度と比較して14億5,378万8千円の増額となる16億7,103万1千円を計上しています。

4項 高等学校費では、平成24年度と比較して215万円増額となる1,558万9千円を計上しています。

5項 社会教育費では、平成24年度と比較して1,721万6千円増額となる9,510万7千円を計上しています。増額となった主な要因は、光熱水費の増額、中央公民館の身障者トイレの改修、歴史民俗博物館のパンフレット増刷、歴史民俗博物館のトイレ改修工事等によるものです。

6項 保健体育費では、平成24年度と比較して572万4千円増額となる7,130万8千円を計上しています。

12款 公債費は、平成24年度に比べて5,552万9千円の減額となる6億5,781万1千円を計上しています。

以上が、平成25年度の主要事業と歳出予算であります。

次に、歳入では、1款 町税は、平成24年度と比較して1,197万8千円増額となる16億1,590万9千円を計上しています。

税目別で申しますと、1項 町民税は、平成24年度の6億3,292万5千円と比較して2,195万7千円増額となる6億5,488万2千円を計上しています。率にして3.5%の増となっています。

このうち個人町民税は、平成24年度と比較して2,191万3千円増額となる5億4,421万4千円を計上しています。率にして4.2%の増となっています。

法人町民税につきましては、平成25年度は、1億1,066万8千円を計上しています。これは、平成24年度とほぼ同額となっています。

2項 固定資産税は、平成24年度と比較して1,146万2千円の減額、率にして1.4%の減額となる8億150万7千円を計上しています。

3項 軽自動車税については、平成24年度と比較して148万3千円の増額となる3,952万円を計上しています。

4項 町たばこ税につきましては、平成24年度と同額の1億2,000万円を計上しています。

次に、2款 地方譲与税は、6,400万円を計上しています。

地方揮発油譲与税は、平成24年度と同額の1,400万円を計上しておりますが、自動車重量譲与税につきましては、平成24年12月までの収入実績により、平成24年度より500万円減額の5,000万円を計上しています。

次に、3款 利子割交付金につきましても、これまでの収入状況を考慮して、200万円減額の400万円を計上しています。

次に、4款 配当割交付金につきましては、これまでの収入状況を考慮して、41万6千円増額の227万6千円を計上しています。

次に、5款 株式等譲渡所得割交付金及び6款 地方消費税交付金につきましては、これまでの収入状況を考慮して平成24年度と同額とし、株式等譲渡所得割交付金については8

5万円、地方消費税交付金については1億4,000万円を計上しています。

次に、7款 ゴルフ場利用税交付金は、これまでの収入状況を考慮して、81万5千円増額の2,071万3千円を計上しています。

次に、8款 自動車取得税交付金は、平成24年度の収入状況を考慮し、同額の2,000万円を計上しています。

次に、9款 地方特例交付金は、平成24年度実績により、50万円減額の550万円を計上しています。

次に、10款 地方交付税は、平成24年度の交付実績及び国の平成25年度の地方財政対策など踏まえ、平成24年度と同額の普通交付税は19億円、特別交付税は2億6,000万円を計上しており、地方交付税は、合わせて21億6,000万円を計上しています。

次に、11款 交通安全対策特別交付金は、平成24年度と比較して11万4千円減額となる337万4千円を計上しています。

次に、12款 分担金及び負担金は、民生費分担金において保育児童が増加し、保育所運営費負担金の増額が見込まれることから、平成24年度と比較して1,771万4千円増額となる1億240万円を計上しています。

次に、13款 使用料及び手数料は、1項 使用料については、平成24年度の斎場施設使用料及び住宅使用料の実績により、399万9千円増額となる9,674万6千円を予算計上しています。

2項 手数料については、指定ごみ袋等手数料の増加を見込み、平成24年度と比較して131万1千円増額となる6,914万2千円を計上しています。

次に、14款 国庫支出金は、平成24年度当初予算より2億8,910万1千円増額の7億3,822万8千円を計上しています。

国庫支出金のうち 1項 国庫負担金については、保育児童数の増加による児童福祉費負担金、障害者自立支援給付費負担金、及び中学校建設工事に伴う公立学校施設整備費などが増額となり、平成24年度と比較して1億1,048万1千円の増額となる5億4,010万2千円となっています。

2項 国庫補助金につきましては、中学校の建設工事に伴い、学校施設環境改善交付金として1億6,867万円の交付を見込んでいることから、平成24年度と比較して1億7,897万7千円の増額となる1億9,586万1千円となっています。

次に、15款 県支出金は、平成24年度より4,375万6千円減額となる4億1,805万7千円を計上しています。

1項 県負担金においては、保育児童数の増加による児童福祉費負担金や障害者自立支援給付費などが増額となったことにより、1,452万6千円の増額となる2億5,471万4千円となっています。

2項 県補助金において、妊婦健康診査支援事業や子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時事業が一般財源化により全額減額となっています。また、緊急雇用創出事業臨時特例基金

事業等に伴う労働費県補助金が1,157万4千円減額となり、農林水産事業費県補助金である活力ある高収益型園芸産地育成事業で5,706万2千円の減額等もあり、県補助金としては、6,481万6千円減額となる1億3,078万7千円となっています。

3項 県委託金におきましては、平成25年度は参議院選挙が実施されることにより選挙費委託金が851万1千円計上されており、平成24年度と比較して653万4千円の増額となる3,255万6千円となっています。

次に、16款 財産収入は、財政調整基金の積立利息の減額により、平成24年度より35万2千円減額の175万7千円を計上しています。

次に、17款 寄附金は、平成24年度と同額の予算計上を行っています。

次に、18款 繰入金は、平成25年度当初予算編成において厳しく歳出削減を行いました。なお不足する財源1億7,696万8千円につきましては、財政調整基金から繰り入れることとしています。

また、住宅新築資金等特別会計より貸付金回収分を繰入金として84万2千円を計上し、繰入金全体で1億7,981万3千円を計上しています。

次に、19款 繰越金は、平成24年度と同額の3,500万円を計上しています。

次に、20款 諸収入は、平成24年度より1億250万3千円減額となる、1億1,571万4千円を計上しています。この主な要因は、平成24年度計上の三菱マテリアル株式会社から取得した用地に対する鉾害賠償登録金1億942万1千円が減額となったことによります。

最後に、21款 町債は、平成24年度より13億1,640万円増額となる20億7,110万円を計上しています。

増額となった要因は、中学校校舎等の建設工事に係る費用のうち国庫支出金以外については、主に過疎対策事業債を充当することとしており、平成25年度の過疎対策事業債については、一般過疎対策事業債分が16億5,370万円、ソフト事業分である特別事業債分が3,500万円の合計16億8,870万円を計上しています。

また、臨時財政対策債については、平成25年度から「人口基礎方式」が廃止され「財源不足額基礎方式」へ完全移行することに伴い、交付団体への配分が増える見込みから、本町においても平成24年度より1,000万円の増額となる3億2,000万円を計上しています。

これらにより町債全体では、平成24年度と比較して13億1,640万円の増額となる20億7,110万円となっています。

以上が、平成25年度の歳入の主要項目と予算額です。

なお、これらの充当財源としましては、平成25年度性質別予算比較表を添付していますので、ご参照願います。

また、予算総則としましては歳入歳出規模、地方債、一時借入金の最高限度額及び歳出予算の流用について、それぞれ提案し、関係書類を添付しています。

以上が、平成 25 年度一般会計予算の概要であります。

○議長 川野 高實君

本案に対する質疑は後日行います。

ここでしばらく休憩します。

休憩 14時23分

再開 14時35分

○議長 川野 高實君

会議を再開します。

日程第 27 議案第 26 号から日程第 36 議案第 35 号までの 10 件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

日程第 27 議案第 26 号から日程第 36 議案第 35 号までの 10 件について、一括して提案説明を申し上げます。

日程第 27 議案第 26 号は、平成 25 年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算であります。

本予算は、保険給付費の療養諸費及び高額療養費、後期高齢者支援金等の増加による国庫支出金、療養給付費交付金、県支出金などの関係項目を調整し、予算総額を歳入歳出それぞれ 22 億 887 万 4 千円としております。

次に、日程第 28 議案第 27 号は、平成 25 年度鞍手町後期高齢者医療特別会計予算であります。

本予算は、後期高齢者医療保険料、保険基盤安定繰入金、繰越金の増加による後期高齢者医療広域連合納付金などの関係項目を調整し、予算総額を歳入歳出それぞれ 2 億 3,923 万 8 千円としております。

次に、日程第 29 議案第 28 号は、平成 25 年度鞍手町住宅新築資金等特別会計予算であります。

本予算は、貸付回収金を一般会計へ繰り出すこととして、予算総額を歳入歳出それぞれ 84 万 2 千円としております。

次に、日程第 30 議案第 29 号は、平成 25 年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計予算であります。

本予算は、中山処理分区及び西川処理分区の面整備に係る工事費を主なものとして、予算総額を歳入歳出それぞれ 7 億 2,969 万 9 千円としております。

次に、日程第 31 議案第 30 号は、平成 25 年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計予算であります。

本予算は、町内 11 箇所のかんがい揚排水機場の年間必要維持管理経費を主なものとして、



予算総額を歳入歳出それぞれ2,868万4千円としております。

次に、日程第32 議案第31号は、平成25年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計予算であります。

本予算は、谷山池斜樋操作場・谷山池パイプラインの施設について、年間必要維持管理経費を主なものとして、予算総額を歳入歳出それぞれ781万7千円としております。

次に、日程第33 議案第32号は、平成25年度鞍手町中山西区用地造成事業特別会計予算であります。

本予算は、当該用地への企業誘致活動費及び年間必要維持管理費を主なものとして、予算総額を歳入歳出それぞれ14万6千円としております。

次に、日程第34 議案第33号は、平成25年度鞍手町泉水団地改良住宅移設事業特別会計予算であります。

本予算は、泉水団地改良住宅移設事業について、年間必要経費を主なものとして、予算総額を歳入歳出それぞれ11億2,356万3千円としております。

次に、日程第35 議案第34号は、平成25年度地方独立行政法人くらて病院貸付金特別会計予算であります。

本予算は、4月1日に設立する地方独立行政法人くらて病院に対する貸付金の元利償還金などの収支を一般会計から分離し、会計処理を明確にするため新たに設ける会計であります。

平成25年度は、病院事業債、過疎対策事業債の貸付け及び金融機関への償還などを主なものとして、予算総額を歳入歳出それぞれ4億276万1千円としております。

次に、日程第36 議案第35号は、平成25年度鞍手町水道事業会計予算であります。本予算は、前年度に続き厳しい経営状況の予算編成となりました。

予算第3条収益的収入及び支出では、

水道事業収益	3億1,233万3千円に対し、
水道事業費用	3億4,274万6千円で、
差 引	3,041万3千円の赤字予算を計上しております。

次に、予算第4条資本的収入及び支出では、

資本的収入	483万4千円に対し、
資本的支出	8,934万5千円で、
差 引	8,451万1千円の不足となりますが、不足額につきましては当

年度分損益勘定留保資金から補填することにしております。

以上が、日程第27 議案第26号から日程第36 議案第35号までの10件の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしく願いいたします。

#### ○議長 川野 高實君

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第37 議案第36号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

日程第37 議案第36号の1件について、提案説明を申し上げます。

日程第37 議案第36号は、鞍手町道路線の認定であります。

本路線は、泉水団地改良住宅移設事業に伴い、新延のじん芥組合所有地の道路を町道として認定するものであります。

以上が、日程第37 議案第36号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 川野 高實君

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第38 議案第37号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

日程第38 議案第37号の1件について、提案説明を申し上げます。

日程第38 議案第37号は、宮若市・鞍手町・小竹町障害程度区分等認定審査会の共同設置に関する規約の変更についてであります。

本規約は、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉政策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行による障害者自立支援法の一部改正に伴い、本規約が引用している障害者自立支援法の名称と障害程度区分が改められることとなったため、関係条文を整備するものであります。

以上が、日程第38 議案第37号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 川野 高實君

本案に対する質疑は後日行います。

この際休会についてお諮りします。

明日7日から10日までの4日間を休会としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって明日7日から10日までの4日間を休会とすることに決定しました。

以上をもって本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会します。

散会 14時45分

平成25年鞍手町議会第2回定例会会議録（第2号）						
平成25年 3月11日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議					議 長
	平成25年 3月11日 午後1時00分					川野高實
	閉 会 開 議					議 長
	平成25年 3月11日 午後3時21分					川野高實
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	熊井照明	出欠	11	宇田川亮	出欠
	2	須山由紀生	出欠	12	岡崎邦博	出欠
	3	星正彦	出欠	13	栗田幸則	出欠
	4	—	出欠			
	出席 12人	5	田中二三輝	出欠		
	欠席 0人	6	原哲也	出欠		
	欠員 1人	7	川野高實	出欠		
		8	須藤敏夫	出欠		
		9	久保田正之	出欠		
	10	武谷保正	出欠			
会議録署名 員	1	熊井照明		2	須山由紀生	

職 出 務 席	議会事務 局長	渡辺智文	出欠	議会事務 局長補佐	武谷朋視	出欠
	町長	徳島眞次	出欠	会計課長	久保田隆一	出欠
	副町長	本松吉憲	出欠	建設課長	森茂樹	出欠
	教育長	山本喜久男	出欠	企画財政 課長	三戸公則	出欠
	総務課長	白石秀美	出欠	上下水道 課長	中岡和之	出欠
	福祉人権 課長	鯨坂健二	出欠	病院事務 局長	中野眞路	出欠
	税務住民 課長	藤原光徳	出欠	教育課長	筒井英和	出欠
	農政環境課長 兼農業委員会 事務局長	篠原哲哉	出欠	保険健康 課長	長友浩一	出欠
地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名						
議事日程	別紙のとおり					
付議事件	別紙のとおり					
会議経過	別紙のとおり					

平成25年第2回鞍手町議会定例会議事日程

3月11日 午後1時開議

第2号

日程第1 一般質問



平成25年3月11日（第2日）

開議 13時00分

○議長 川野 高實君

これから本日の会議を開きます。

日程はお手元に配布のとおりです。

これより日程に入ります。

日程第1 一般質問を行います。

質問はお手元の予定表の順序により行います。

最初に11番議員 宇田川亮君の質問を許可します。

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

通告に従いまして2点について質問します。

まず最初の個人住宅のリフォーム助成制度についてです。この質問をする前に、町長に考え方と確認をしたおきたいことがあります。

それは、これまで歴代町長は町内業者を守って、育てていくという考え方に基づいて行政運営をされて来ましたが、この考え方に徳島町長も、そういう意味で取り組んで行かれるのかどうかの確認をまずしたいと思います。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

私も町内業者をしっかり支えていくという考えでいます。以上でございます。

○議長 川野 高實君

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

それでは中身に入っていきたいと思います。

この個人住宅のリフォーム助成制度ですが、この制度の創設について、過去何度も一般質問で取り上げさせて頂いています。ですからこの主旨については、前柴田町長もよく理解されていましたが、財政難という理由で制度創設には至っていません。

しかしこの間、近隣自治体の制度創設とその効果も現れてきていますし、何よりも新しく町長になられた徳島町長に、是非この制度の趣旨と効果を理解して頂き、早急に制度創設をして頂きたいと思います。

まずこの制度の中身について簡単に申し上げますと、この制度は個人の住宅を改修しようとする方が町内業者に依頼すれば、町が一定割合の金額を補助するというものです。例えば町が500万円の予算を組んで工事費の10%、上限10万円を補助した場合、5千万円以上の仕事が町内業者に回って来るといった中身のものです。この制度は他の自治体にも受け入れられ、実施する自治体が全国的に広がってきています。

そこでまずお尋ねしますが、近隣自治体での実施状況を把握しているのかどうかについて答弁を求めます。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

まず近隣自治体で実施されているかということですが、近隣市町は小竹町、宮若市、遠賀町、中間市では、手法は違いますが実施はされています。また直方市におきましては、平成25年度から実施をされるということを伺っています。

福岡県内では、60市町村の内25の自治体で実施されているということ把握いたしています。以上でございます。

○議長 川野 高實君

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

実施されている自治体は把握されているようですが、この制度の効果等についてどのように理解されているのかお尋ねします。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

議員が先程おっしゃいましたように、町内もしくは市内の業者に何らかの形で経済効果が生まれているということは聞き及んでおります。以上でございます。

○議長 川野 高實君

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

例えば小竹町で言えば、商品券のような、地域振興券のような形で100万円の予算を組まれています、昨年度から宮若市では300万円の予算を組まれました。

実際に効果を聞いてみますと300万円の予算で、既に工事自体が4500万円と。ですから15倍の効果があると。

これは工事だけでなく、後からもお尋ねしますが町の施策ですね。一定の経済効果が出れば町に税収効果も出て来ますし、税収増も今後見込まれます。

宮若市のことばかり言って申し訳ないのですが、例えば公共下水道の供用開始は出来ても、お金がないからなかなか繋げないというようなことに対して、この住宅リフォーム助成制度を使って自治体が積極的にそれを進めて行くだとか、いろいろな面で効果が出て来ているわけです。

そういう意味で言えば、この住宅をリフォームすれば個人の住宅も良くなる。そして介護の関係だとか、耐震化だとか、いろいろなことで使えるわけですから、そういう意味では町民生活の防災だとか、福祉の面でも良くなることですし、町内業者もそれだけ仕事が入れば

少しは潤ってくる。

今、仕事がない、仕事がないと四苦八苦されていますが、そこにも効果が出て来る。税金にも効果が出る、町の施策も進んでいくということから言えば、この住宅リフォーム助成制度を実施することによって、いろいろな波及効果が出て来るわけです。

そういう意味で、早急にこの制度を実施して頂きたいと思いますが、町長の考えをお願いいたします。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

先に結論を述べればよかったですのですが、議員がおっしゃっていますように、やり方としては地域振興券の100万円を買って頂くと110万円の分のリフォームが出来るとかというやり方など、いろいろなことは宇田川議員のお知恵もお借りしたいなと思っております。

これは議員からこの質問状が出た時点で、7日に担当課の方には来年度からこれはやるよということで、基本方針は担当課の方に指示をいたしています。

ただ、予算面に係わることでありますので、一応上限予算をある程度決めて、そして我が町でも25年度から実施したいという方向でやっていきたいと思っておる次第でございます。

以上でございます。

○議長 川野 高實君

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

これは10数年聞き続けて、初めて前向きの回答を頂いたもので逆にびっくりしています。

分かりました。是非先程言いました主旨を理解して頂いた上で実施に踏み切るということです。これは全国的に示された効果が抜群ということは実証済みですので、これを守り育て、また町の施策も進むような形で、是非進めて頂きたいと思えます。

前向きな回答を頂きましたので次の質問にいきます。

次にTPP交渉参加についてお尋ねします。

安倍首相はTPP（環太平洋経済連携協定）交渉参加に積極姿勢を示しています。しかし、この交渉に参加すると、現在交渉を行っている9カ国が合意しない限り、抜けられない仕組みになっています。

参加するにあたり、現在9カ国が合意している分は全て受け入れて、拒否権も許さないという条件まで付けられています。ですから、安倍首相が言うように聖域を設けて、国益を損なわない範囲での参加などはあり得ません。TPP交渉に参加すること自体、農業だけでなく金融や保険制度、医療も含めた労働者の移動など、日本は深刻な打撃を受けることになります。

鞍手町議会としても、TPP交渉参加に反対する意見書を可決しており、町民あげた交渉参加反対の集会も行われています。



前柴田町長も反対の意思を示しておられました。徳島町長は所信表明の中で、T P P 参加問題については様々な論議がありますが、農業の未来を切り開き成長力を強化するためには、民間活力の導入等を視野に入れながら、攻めの姿勢で国際戦略の構築と国内農業の体質強化に向けた取り組みが必要である。このことから、付加価値の高い鞍手ブランド作物の開発と、流通ルートの改革を図り、農業基盤の安定と振興を図っていく考えと言われました。

一般に農業といっても、鞍手ブランドといたら、イコールぶどうというふうを考えるわけですが、それ以外のことも町長は考えているかも知れませんが、鞍手は農業が中心であります。ぶどうだけではない、何かしらブランドを設けないと出来ないというようなことでは、今、食料自給率も40%を切って、なかなか大変な時期でもあります。ここでT P P 交渉に参加すれば鞍手町も本当に大打撃を受けるということになると思います。

こういった対応も必要かも知れませんが、その前にT P P 交渉に参加反対の意思と行動を行って頂きたいというふうに思いますが、町長の考えをお尋ねします。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

所信表明でも述べましたとおり、本町の主要産業は農業でありますので、私としましても前町長の意思を引き継いで農業を守る立場に立って反対の意思を行っていきたいと思っております。

T P P は、ここで参加するしないを決める権限はございません。国会で決められます。この鞍手町といたしましては、仮にどちらに転んでも、農業生産者をしっかり支えていくという基本的な姿勢は、皆様方にお示しをしておかなければいけないと思っております。

ブランド米の件ですが、ぶどう、イチゴ等色々ございます。今回町のキャッチコピーを昨年度から募集をされていたみたいで、そのキャッチコピーが「ふっくらくらて」というキャッチコピーに決まりました。

例えば、鞍手産のお米を「ふっくらくらて米」というようなブランドとして全国に広めていきたいなど。広める考え方としては、例えばフェイスブックを使ったりとか、いろいろなソーシャルネットワークを使って全国に広めて行く方法もしかり。もう一つは、今担当課にも私が就任いたしまして申しましたことは、ふるさと納税をして頂いた方に、例えば鞍手の生産物のイチゴとか、たまご、レンコン、今言いました「ふっくらくらて米」とか、いろいろな農作物、若しくは鞍手で作っていますワインとか、そういったものをお返しとして全国にそれをお届けすると。

お届けするに当たって、注文書等を一緒に添えて送れば、返り注文もひよっとすればあるかも知れないということで、そういったいろいろなことを駆使して全国に広めていきたいと思っております。以上でございます。

○議長 川野 高實君

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

勿論鞍手町の農業を支えていくという町長の考え方については私も大賛成ですし、そのやり方についても様々あると思いますが、是非前向きに頑張ってもらいたいと思います。

ただ、町長先程TPP交渉参加反対の意思は表明されましたが、国の決めることだからといって指をくわえて見ているわけにも行かないと思います。いろいろな努力をしても、交渉参加をすることによっていろいろな安い農作物が入って来て、大打撃を受けることは間違いないわけで、新たに聖域を設けて農作物は守るとしても、これはある一定期間すれば、今9カ国で合意していることは拒否出来ませんから、そこは守れないというのが結論ですよ。

ですから、交渉参加するまでに反対表明というか、ことある毎にどこかに言っていただくか、鞍手でも町民上げての反対集会をやったりとか、本当に切羽詰まった問題でもありますし、是非いろいろなところで町長も参加しないような方向で努力して頂きたいというふうに思います。この点についてももう一度答弁をお願いいたします。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

いろいろな町団体の方とご相談を申し上げて、その方向で行っていきたいと思っております。以上でございます。

○議長 川野 高實君

以上で宇田川亮君の質問を終了します。

次に、1番議員 熊井照明君の質問を許可します。

熊井 照明君。

○1番 熊井 照明君

通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。

まず初めに、国民健康保険被保険者証の個人カードについてであります。

被保険者証のカード化につきましては、国民健康保険法施行規則において平成13年4月以降、原則として1人1枚のカード様式とすることとされているところでありますが、附則におきまして保険者の財政状況などを考慮し、当分の間従来の世帯単位の被保険者証を交付することが認められているところであります。

しかし、同規則改正を受けました平成13年2月14日付け、厚生労働省の保険局長通知では、被保険者証のカードにつきましては、準備の整った保険者から順次交付することとされており、平成13年から既に11年以上が経過しています。

個人カードにつきましては、福岡県内の実施状況を調べてみますと、平成22年の9月末時点では、60の保険者中7保険者が実施をしている状況でありましたが、平成24年6月1日現在では、60の保険者中32の保険者が実施しているとのことであります。県内の半分以上の自治体の実施をしています。

国民健康保険に加入すると、被保険者証は世帯主である者に交付され、家族の者は世帯員

として2面に記載をされます。1人が病院に行くときは、その都度被保険者証を預からなければなりません。また旅行や子どもが遠方に行くときは保険証をコピーして持って行かなければならず、不便であると考えています。

共済保険証は既にカード化されています。組合保険や社会保険もカード化されているところが多いと聞いています。

被保険者証を個人カード化することによって、家族1人1人に1枚の保険証が交付され、小型化され常時携帯出来ることや、家族同士で保険証の貸し借りがなくなり、被保険者等の利便性の向上が図られると考えます。

また遠隔地等の特別扱いが不用になる等のメリットがある反面、カード化によって被保険者証の文字が小さくなり、見えづらくなること、また紛失に伴う再交付の問題があること等、認識はしていますが、カード化につきまして本町の平成13年度からの取り組みについてお伺いをいたします。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

1番目の被保険者証の個人カード化に対する取り組みの経緯ですが、これは課長に答弁させてよろしいでしょうか。

○議長 川野 高實君

長友保険健康課長。

○保険健康課長 長友 浩一君

町長に代わりましてお答えいたします。

先程の質問者のご指摘のとおり、被保険者証の個人カード化につきましては、平成13年に国民健康保険法の施行規則の改正によりまして被保険者証のカード化、いわゆる1人1枚化に変更することになりました。

本町では被保険者証を世帯単位で交付する従来の方法から変更するため検討いたしました。が、コスト面の問題もありまして、近隣の導入の状況を伺ってきたという状況であります。

○議長 川野 高實君

熊井 照明君。

○1番 熊井 照明君

本町の国民健康保険の特別会計は厳しいことは重々理解していますが、ただ、今言いましたように、カード化してきている自治体が半数以上あります。

では次の質問ですが、どの程度の費用が掛かると見積もられているのかをお尋ねいたします。

○議長 川野 高實君

保険健康課長。

○保険健康課長 長友 浩一君

お答えいたします。

カード化には初期のシステム改修の費用としまして約80万円。カードの用紙代が毎年64万円掛る計算となっています。以上です。

○議長 川野 高實君

熊井 照明君。

○1番 熊井 照明君

じゃあ80万円と64万、144万円で毎年64万円ぐらい掛かるということですね。

この金額であれば実施出来るのではないかと思います、その辺はどうでしょうか。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

3番目の熊井議員の今後の方向性と実施時期の見通しに当たろうかと思いますが、この答弁ということによろしいでしょうか。

要は、今うちの課長が申しましたように、今現在、現行では紙代等で10万3千円程掛かっています。それをカード化にすると64万6千円でプラスマイナス54万3千円の増になるということであります。

結論から申しますと、カード化をやるということで25年度に準備させて頂いて、26年度から実施をしたいというふうに、結論から申しますとっております。それは担当課の方に私は、熊井議員からこの質問状を頂いて、直ぐに指示を出しました。

要は毎月ランニングコストとしてプラス54万3千円の12ヵ月分が増えるということになります。ですが今回カード化に伴って私が考えているのは、出来ればこの保険証が本人の身分証明書にもなるように、出来れば写真を添付したような形にしたいなというふうに思っております。

なぜかと申しますと、今の現行の保険証では、町内であればこの方が本人だと分かると思いますが、町外に保険証を持っていった場合に、同じ年齢の方が持っていった場合に、確認のしようがないのです。ということは、これはあくまで推測ですが、ひょっとすると国民健康保険が、ないとは思いますが、流用されている可能性が無きにしも非ずということも考えられるのです。

ただでさえ平成24年度ですか9600万円の国保の赤字が出ています。今回このランニングコストが約600万ちょっとになりますが、ごめんなさい年間54万円ぐらいの増になります。ですがこの分は、今私が申しましたように、もし不正があっていて、これがこのカードによってそれが防げるようなところになれば、逆に54万円以上のメリットが出て来るのではないかなと思っております。これは25年度で段取りをさせて頂いて、26年度から実施をしたいと思っております。以上でございます。

○議長 川野 高實君

熊井 照明君。

○1番 熊井 照明君

26年度から実施ということで、有り難く考えています。ただカードに写真を付けるとなりますと、皆さん役場に来てもらって写真を撮るとか、ちょっと膨大な時間と経費も掛かると思いますが、ICカードとかプラスチックカードとか、簡易型カードとかいろいろありますが、一番いいのはプラスチックカードがいいのではないかなと私は考えていますので、より良い方向でいいカードを作って頂きたいと思います。

では次の質問に移らせて頂きます。

町税のコンビニ収納導入についての検討の進捗状況についてお尋ねをいたします。行財政改革の中の1つに、平成27年度の税徴収状況で福岡県内ベスト5を達成するという項目があります。具体的実施内容の1つに、納税機会の拡大検討があり、コンビニ収納またはクレジットカード収納の導入検討が書いています。

鞍手町のコンビニが増えていきます。金融機関まで行かなくても書籍等の支払いもコンビニで出来ます。時間、曜日に関係なく納付出来る環境は、納税者にとっては飛躍的なサービス向上に繋がると考えています。

また収納側からすれば、近くに町指定の金融機関がないとか、忙しくて日中納めに行くことが出来ない等の声がなくなると思います。固定資産税につきましても、町外や県外に送付している件数も少なくはないと思っております。

また住民税についても、転出等をされれば町指定の金融機関や収納代理機関があるとは限りません。コンビニで税金が納付出来れば納期内納付も増え、自主財源が増えると思います。ただ徴収努力をしていることは十分理解はしています。

ただ町税の徴収率は平成23年度と22年度を比較しますと、全体では2.29ポイント上回ってはおります。ただ税目別の現年滞納別に比較しますとマイナスの状況になっています。

滞納の収入合計も平成22年度は4140万円、平成23年度は2497万5千円、23年度が約40%の減となっています。

納税者の納付機会を増やし、利便性向上や住民サービス向上対策の視点から、早期に実施すべきと考えていますが、コンビニでの町税収入導入の検討の進捗状況をお尋ねいたします。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

コンビニ収納の導入については、第5次鞍手町行財政改革プランで納税者の利便性向上のため、納付手段の拡大を図ることが決定されていると聞いています。これを受け平成26年4月からの導入に向けて準備をしている段階でございます。以上でございます。

○議長 川野 高實君

熊井 照明君。

○1番 熊井 照明君

26年の4月から実施ということでもいいのですね。ただ1つ気になるのは平成23年の9月までに導入の可否を決定し、導入の場合は24年度よりと最初は計画をされていたと思います。それが平成24年12月までに導入可否決定と変更になったと思いますが、こちら辺の延びた理由というのが分かれば教えて頂きたいと思います。

○議長 川野 高實君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

代わってお答えいたします。

行財政改革で大体実施年度見込みで計上しています。ただコンビニの収納につきましては、これまで財政問題も特にあったのですが、メリット、デメリット、この辺の効果、いわゆる費用対効果を十分見極めたいという部分で、ちょっと議論が長引いています。

今回利便性の向上という観点から、これは住民福祉の向上という観点から実施しようということになっています。

一応準備が出来た段階で、ご存じのように行革の場合は調整会議を踏まえて、本部会議を開いて、そしてその上で町長が決定という段取りで進めたいと思っておりますので、準備が出来次第そういった流れで進めていきたいと思っております。以上です。

○議長 川野 高實君

熊井 照明君。

○1番 熊井 照明君

では、平成26年の4月から実施ということで認識していいのですね、分かりました。1年でも早くコンビニ収納をしてもらえば、納期内納付、自主財源も増えると私は考えています。

次の質問に移らせて頂きます。

高齢者福祉対策についてであります。高齢者の福祉の増進を図るため、はり・きゅう施術費補助券を交付する考えはということで質問をさせていただきます。

近隣では宮若市、岡垣町、直方市、中間市など、福岡県内の多くの自治体が国保被保険者や後期高齢者を対象として、はり・きゅうの施術に対する助成をしています。対象疾患につきましては、末梢神経疾患及び運動器疾患に限るとされているところもありますし、助成金額や回数については自治体によってそれぞれ違いがあります。

市町村の共済組合でも、はり・きゅう施術料に対する助成制度があります。はり・きゅう施術を受けることによって、高齢者の健康の保持、福祉の増進に繋げ、地域社会を安心して暮らせるようにするため、高齢者福祉対策として鞍手町でも、はり・きゅう施術に対する補助券を交付する考えはありませんかということで、町長の考え方をお聞かせ下さい。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

現在、直方市や宮若市におきましては、国民健康保険被保険者と後期高齢者医療被保険者を対象に、末梢神経疾患及び運動器疾患の市民に対しては、はり・きゅう施術費の受診券を交付していると聞いています。ただ対象者が国民健康保険並びに後期高齢者医療の保険事業の一環として取り組まれていることから、他の医療保険の被保険者はどうするかという公平性が保てるのかという問題もあります。

また本町の国民健康保険事業特別会計は、先程も申しましたが累積赤字を抱えています。赤字解消が大きな課題となっているところでもありますから、この受診券を出すことによって国保会計がいかげなものかなという、懸念される部分が残っています。

今、議員がおっしゃいましたように、やらないとは考えていません。ただこういった色々な予算面もございますので、もう少し私も勉強させて頂いて、慎重に検討いたしたいなと思っております。以上でございます。

○議長 川野 高實君

熊井 照明君。

○1番 熊井 照明君

今回、国民健康保険被保険者、後期高齢者ということで上げていますが、自治体によっては町民全体を対象にしているところもあります。そういうところもありますので、国民健康保険の特別会計が厳しい状況であることは、私も重々理解はしています。

これは国民健康保険ではなく、一般の福祉の方で町民を全体としてとなると金額的にも増えるとは思いますが、こういうはり・きゅう施術費に対する補助券を出している自治体は、県内でも数多くあります。ただ以前は60歳以上1500円であったのが、行財政改革か何か知りませんが、65歳以上で1回の補助券が1000円に下がった。年齢は上がって補助金下がったということも実際にあります。

高齢者福祉の対策費としてこういう、はり・きゅうに対する補助券も前向きに検討して頂きたいことを要望いたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長 川野 高實君

以上で熊井照明君の質問を終了します。

次に、5番議員 田中 二三輝君の質問を許可します。

田中 二三輝君。

○5番 田中 二三輝君

通告書に従いまして一般質問を行います。

本日は、町施設の防火設備について一般質問を行います。

質問に入ります前に、少々お時間を頂きたいと思えます。

今日3月11日は東日本大震災が発生した日です。あの日、テレビから流れて来た映像は目を疑うものでした。2年という時間が経過いたしました。被災地では未だ復旧・復興とは程遠い状態と聞き及んでいます。東日本大震災で尊い命を奪われた犠牲者の方々に哀悼の意を表したいと思えます。

また被災地の復旧・復興は日本の力を世界に示すものであると信じます。微力ではありますが、東日本大震災の記憶を改めて刻み、これからも県、国に対し強く要望する活動を続けて行きたいと考えています。

皆様、どうか東日本大震災のこと、被災地のことを、どうか忘れないでいて頂きたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは質問に入ります。

国政におきましては、昨年12月に3年3ヵ月ぶりに政権が変わりました。本町におきましても昨年暮れから本年1月にかけて、大きく町政が変化したと思っております。

しかし新町長の所信表明は、この3月定例議会の初日の冒頭に行われたことから、内容を精査し通告書を作成することが出来ず、今回の一般質問でその内容と、新町長が目指す町の将来像を精査することが出来ず残念に思っております。この件につきましては、次回以降行なっていきたいと思っております。

さて、2月23日に鞍手町内で発生した学校火災は、多くの方々に多大なご迷惑をおかけしたと存じます。町議として町政に係わる者として、関係各位に私からもお詫びを申し上げます。

この火災は、休日の学校から出火したということから、大変大きなショックを与えたと思っております。また同時に、本町の施設管理に大きな問題点があるというふうにも受け止めています。

そこで、本町が管理している教育施設及び児童福祉施設は、小学校が6校、中学校2校、高校1校、保育所3箇所というふうに把握をしています。

これらの火災訓練について、どのような形で実施しているのかをお答え下さい。

○議長 川野 高實君

教育長。

○教育長 山本 喜久男君

小学校、中学校、高校及び保育所の火災訓練の実施状況についてお答えいたします。

小学校、中学校 高等学校の火災訓練につきましては、定期的な防火・防災を含む総合訓練を年2回実施しています。

また公立、私立保育所につきましては、毎月火災や地震等に備えて避難訓練を実施しています。更に年1回、直轄広域消防に依頼して総合訓練を実施しています。以上です。

○議長 川野 高實君

田中 二三輝君。

○5番 田中 二三輝君

教育施設及び児童福祉施設の火災訓練等の実施状況については今お答え頂きました。それでは、それ以外の町施設に関してはどのような状況でございますか。

○議長 川野 高實君

総務課長。

○総務課長 白石 秀美君



平成24年度中の防災訓練の状況についてご説明いたします。  
総合福祉センターで昨年2回、6月と9月におこなっています。中央公民館の方で本年2月の7日に1回、町立病院と老健施設では、昨年6月と9月に2回行っております。役場の方では、消防設備点検等は2回行っておりますが、防火訓練は実施していません。

○議長 川野 高實君

田中 二三輝君。

○5番 田中 二三輝君

それぞれの教育関係、若しくは町の管理している施設ということでの実施状況ということは答えていただきましたが、その内容的なものというのは、例えば生徒が参加しているのかとか、利用者の方の避難誘導ということについてはどのような取り扱いをされているのか教えて頂きたいと思います。

○議長 川野 高實君

教育長。

○教育長 山本 喜久男君

学校関係につきましてお答えいたします。年2回の訓練でございますが、避難訓練、非常ベルを鳴らして運動場に集合。1回は直轄消防にお願いして専門的な指導を受けるといった訓練をやっています。

なお、学校そのものは防火管理者、或いは防災の予防といったものについて、組織的に取り組んでいます。管理責任者は教頭または主幹教諭、総責任者は校長でございますが、それぞれの先生方、火元責任者等も割り当てて、非常に防災関係、防火関係については点検を毎年やっているところでございます。以上です。

○議長 川野 高實君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 鯨坂 健二君

公立保育所、私立の保育所についてですが、毎月地震等に備えての職員と児童による全員で避難訓練を実施しています。

年1回の直方鞍手広域消防に依頼しての分につきましても、同じく火災訓練を実施しています。以上です。

○議長 川野 高實君

病院局長。

○町立病院事務局長 中野 眞路君

お答えいたします。

病院と老健施設につきましては、患者さんを一緒に避難誘導をしていると。危険の順番等をして、救護介護まで行っているということでございます。以上です。

○議長 川野 高實君

田中 二三輝君。

○5番 田中 二三輝君

火災訓練等々につきましては、そこに通学、通園している児童生徒の安全確保。病院関係では当然外来患者さんや、入院患者の安全確保、その他の町施設においては利用者の安全確保と、これが最優先に行われているということは容易に理解出来ることだと思っております。

その避難訓練並びに消火訓練、若しくは防災訓練というものにつきましては、自衛隊や警察、消防関係者が日頃から訓練をしていることの目的は、問題に直面したとき適切な判断と行動が出来るため、常に行っていると聞いていますし、また訓練によってより勇気を養っていると聞いたことがございます。

避難においては、誘導されるべき方の年齢により大きな困難の違いがあるとも聞いています。中学校と保育所では明らかにその教職員の方や保育士にかかる負担は違うであろうということは容易に推測が出来ると思います。

保育所におきましても大きめの台車を用意し、子ども達が安全に早く、一度に連れ出すことが出来る工夫も必要ではないかなと思います。各施設で必要なものなどを訓練によって把握するというのも大切なことではないかなと思っております。

また、関係機関に適切な指導を受け、避難、火災を含めた総合的な訓練をする必要があるというふうに考えています。

現在行っている訓練の内容が十分に、それに対応したものと言えるのかどうか、その辺をどのようにお考えなのか、町長もう一度その辺についてお答え下さい。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

もう一度精査をいたしまして、検証した上で行なっていきたいと考えています。

以上でございます。

○議長 川野 高實君

田中 二三輝君。

○5番 田中 二三輝君

是非そういう適切な指導を頂いて、より効果のある避難訓練、若しくは消火訓練等を行って頂きたいと思っておりますので強く要望しておきます。

次に、火災のあった室木小学校の校舎を、現在そのまま使用していると聞いていますが、火災に伴う、そのような判断をされたのはどのような理由からなのかを教えて頂きたいと思っております。

特に火災に伴う有害物質等々の検査等が行われたのかどうか、その辺を教えてください。

○議長 川野 高實君

教育長。

○教育長 山本 喜久男君

お答えいたします。

火災に伴う有害物質の安全確認につきましては、科学的な検査は行っていませんが、火災鎮火後、早い時期に消失した残骸を取り除いたことや、授業等で使用している1階と3階部分は防火扉が作動したことにより、煤に覆われることはありませんでした。

また煤に覆われた2階部分は児童や教員の立ち入りを禁止し、早急にハウスクリーニングを実施しています。その結果、煤の臭い等はなくなり、定期的に換気を行っていますので問題はないと考えています。

校舎の強度につきましては、焼失した教室の壁、床、廊下、3階のコンピューター室において、コンクリートの強度テストを実施した結果、校舎の強度に問題はありませんでした。

以上ご報告します。

○議長 川野 高實君

田中 二三輝君。

○5番 田中 二三輝君

実は、次はコンクリート構造上、熱の関係で強度検査を行ったのかも伺いしようかと思っておりましたが、今強度検査も行ったということでございます。

有害物質の科学的な検査ということにつきましては、私の方もインターネット等でいろいろ検索をいたしました。近隣に適切なそういう検査をする機関がヒットしなかったということで、そういう検査をする機関がないのかなと思っておりましたが、そういうふうな検査をしようという気持ちがあったのかなかったのか、そこを教えてください。

○議長 川野 高實君

教育長。

○教育長 山本 喜久男君

火災発生時につきましては、おそらくCO<sub>2</sub>、一酸化炭素、或いは最近では石油製品が多ございますので、塩素系の化合有毒な部分が出て来るかと思えます。或いはアンモニア等、シアン化物等の有毒な物質が発生すると言われてはいますが、こういうことも考慮しまして、火災鎮火後、先程ご説明申し上げましたが、早急に残骸、或いは子ども達を通る3階まで上る通路を徹底的に清掃いたしました。煤等の後がないようにきちんとやりまして、2階も残った部分は一切立ち入り禁止と。業者以外は入れない。

朝、児童が登校する前、3階の教室は窓を開けて全部換気をして、そして入れるという心掛けをしていますし、また煤以外の有毒な物は考えられないということで、消防等にも有毒ガスの発生、その他の検査があるのかどうか確かめましたら、消防等はそういう義務はないということでございます。

後、児童達の健康管理に異常があれば、直ちに報告をするようにという指導もしていますし、25日月曜日から学校が始まったわけですが、児童達には火災の跡が見えないような形、残骸を一切撤去して、残りの撤去出来ない部分はブルーシートで覆って、見えないようにして安全面の完全な予防は図ったつもりでございます。以上です。

○議長 川野 高實君

田中 二三輝君。

○5番 田中 二三輝君

確かに、おっしゃるとおり2階部分の廊下の煤と申しますか、廊下や窓、天井等というのは非常に多くの煤に紛れていると私も記憶していますし、次の日はかなりの臭いがしていたというふうにも記憶しています。

そこで心配していたのですが、早速ハウスクリーニングを入れたということですが、そのクリーニング作業は既に完了したと理解してよろしいのでしょうか。

○議長 川野 高實君

教育長。

○教育長 山本 喜久男君

作業手順からしますと、まず燃えた後、2階の煤が付いた天井部分は全部はついています。壁等につきましてのクリーニングは既に終わっています。そういう部分が終わらないと次の作業に入れないという状況でございましたので、ハウスクリーニングは急いで終わっていません。以上です。

○議長 川野 高實君

田中 二三輝君。

○5番 田中 二三輝君

そうしますと、2階部分のクリーニング作業は終わったと理解させていただきます。

先程、3階の壁、床、廊下等の強度テストをされたということですが、確か室木小学校は鉄筋コンクリートだと把握していますが、当然そのコンクリート構造等々は熱に弱いということは明らかなことだと思いますし、熱伝動ということから、コンクリートと鉄との間にそれぞれの差が出て、冷えた時にコンクリートと鉄筋の間に隙間が出るというふうなことから、強度が落ちて劣化が進んで行くと私の方も理解をしています。

そういうことをきちっと考えた中での適切な強度テストというふうに把握をさせていただきたいと思いますが、そのような手順を踏まれたのかどうかもう一度お答え下さい。

○議長 川野 高實君

教育長。

○教育長 山本 喜久男君

回答の中でコンクリートの強度テストを実施したと簡単に申しましたが、専門的な検査をしています。名前はシュミットハンマーテストという形でございますが、コンクリートの強度がきちっと出るということで、熱により強度が弱まったという報告は受けていません。現状で大丈夫だということを受けています。以上です。

○議長 川野 高實君

田中 二三輝君。

○5番 田中 二三輝君

では十分な強度確認も行ったということで、まず安全面を無視した状態で、現在室木小学

校を使っているわけではないよと。きちっとした安全確認をして、そういう手立てをして子ども達が今通学し、教育施設として、学校として利用しているというふうに判断されたというふうに理解してよろしいでしょうか。

○議長 川野 高實君

教育長。

○教育長 山本 喜久男君

全くそのとおりでございます。以上です。

○議長 川野 高實君

田中 二三輝君。

○5番 田中 二三輝君

それでは今後、今回の火災から室木小学校の方を復旧して行くというふうには思いますが、今回の火災で本来湿気のないところ、若しくは水の入らないであろうと想定されていた所に、かなりの消火に伴う水が入っているのではないかなと思います。その湿気によって、今後カビの発生というのも十分に検討しなければいけないのではないかなと思っております。

カビと言いましても、病気を発生させたり、アレルギーの原因となると言われています。こういう健康を害する恐れのあるカビの発生については、どのような検査方法や管理方法等々を行っていくのか教えて頂きたいと思えます。また、その辺をご検討されているのかどうかも含めてお答え頂きたいと思えます。

○議長 川野 高實君

教育課長。

○教育課長 筒井 英和君

お答えいたします。

只今教育長が答弁しました中にもハウスクリーニングというふうな形で言いました。2階の部分につきましては、天井の板を剥いでの補修も行っております。

後は1階部分につきましても、そういうふうなところで調査をして、必要があればハウスクリーニングを行っていくというようなことで対応したいと思っております。

○議長 川野 高實君

田中 二三輝君。

○5番 田中 二三輝君

そうしますと、先程町執行部の方から述べられたハウスクリーニングというものの中には、そのような検査等々も確認をしながら行っていたと、そういう広い意味でのハウスクリーニングだというふうに理解をさせていただきます。

校舎の復旧工事が3月末には完了予定というふうに把握をさせて頂いています。そういうカビの発生等々というのは、水は下に流れますので1階の職員室、隣の部屋等々はかなり、次に日に水が漏れていた状態だと思っておりますし、天井だけでなく床面にも水が浸透している可能性もございます。ぜひ、十分に検査をし、確認をして適切な工事をして頂きたいと

いうことを強く要望いたします。

次の質問に移ります。

今回の火災で1つの教室が全焼という形でしたが、先日教育長から報告がありましたが、まず警備会社が火災の通報を受け、火災現場に到着するまで約13分、出火を確認して消防へ通報するまで約2分、その後10数分の後に消防が到着したというふうな報告の内容だったと記憶をしています。

この中で初期消火という行動が取られたのかどうか、これが非常に疑問に残るところでございます。そこで初期消火が行われたのかどうかを教えてください。

○議長 川野 高實君

教育長。

○教育長 山本 喜久男君

当日は休日でございます、学校職員、児童も誰もいない、無人の中での火災の発生でございますので初期消火は出来ませんでした。以上です。

○議長 川野 高實君

田中 二三輝君。

○5番 田中 二三輝君

初期消火がまず行われなかったということ。これは非常に重大な問題ではないかと思えます。まず初期消火が行われなかったこと、これは早急に強く改善するように要望したいと思います。町長はどのようにお感じになっていきますか。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

議員のおっしゃることはよく理解出来ますが、但し火事というのは発生して、例えばそこに誰かいて火を消そうと思って、一生懸命したがゆえに命を落としたという逆のことも想定出来るかと思えます。今はビル等は防火シャッターが自動的に下りて来たりとか、いろいろな緊急対策自動設備などもありますので、そういったことを勘案しますと、今は警備会社にお問い合わせをしております。それを出来るだけ早く迅速に警備会社の方にもっと動いてくれという要請はいたしました。

今議員がおっしゃっていることは重々私も理解出来ますが、今の段階では警備会社にお問い合わせをしているというような状況でございます。以上でございます。

○議長 川野 高實君

田中 二三輝君。

○5番 田中 二三輝君

町長、もう少し突っ込んで考えてもらいたいと思えます。例えば今回の火災は休日で良かったなというふうな声が出ています。内容を聞きますと、子ども達もいなかったし、あの程度の火災の規模で済んで本当に良かったなという声が多く聞かれます。

しかし逆に考えたら、平日の授業中に発火が起こっていたら、おそらく火災にも、小火にもならなかったのではないかと私は思います。そして子ども達の多くの思い出が詰まった教室が全焼ということには、決してならなかったのではないかなと思います。

勿論私どもにも責任はあると思いますが、まず学校から用務員を解雇したことが、初期消火が出来なかった。僕はそこに原因があると思います。

第4次行財政改革プランのしわ寄せというふうに強く感じています。安全面に対しての担保をすることなしに、用務員を解雇したことによって初期消火が出来なかった。用務員さんがいたら初期消火が出来たのではないのでしょうか、そのようにも思います。大変大きな反省材料というふうに受け止めて頂きたいと私は思います。

これは学校に、子ども達が休日でいなかったから良かったというそんな問題ではないと思います。

町の施設というのは災害時の避難場所なのです。最も安全性が高いという場所であるというふうな必要性があるのではないのでしょうか。是非初期消火が出来ないことを真摯に受け止めて頂いて、学校関係だけでなく町施設全体に、もう一度火災が発生した時の防火設備を早急に見直して頂きたい。そうする必要があると私は強く感じています、その辺について町長もう一度お答え下さい。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

まず議員がおっしゃっていることは良く分かります。ですがもう一度全体を精査させて下さい。私もまだなりたてで、正直言って良くその辺のところの全体を把握していません。今おっしゃっていることは重々私も分かります。

それともう一つは、火災というのは、これは私の考えですが、我々素人が下手に近づかない方がいいと。物は焼けたって所詮物なのですよね。それよりも私は人命の方が大事ではないかというふうに考えています。

ですからまず避難をして下さいということに力を注ぐべきではないかなと、私個人的には思っておりますが、今田中議員がおっしゃっていることも一理あるかと思っておりますので、もう一度全体を精査して参りたいとそのように思っております。以上でございます。

○議長 川野 高實君

田中 二三輝君。

○5番 田中 二三輝君

町長の個人的な考え方はさておきまして、町の施設ですので、そして避難場所になっているということをもまず十分に理解して頂きたい。その上で安全面の確保は機械的による改善と、人的な改善の2つの選択しかないと思います。

この辺をきちっと考慮頂いて、その方向性をまず出すということ。そしてその結果をどのような時期に出すのか、その辺をまず教えて下さい。

○議長 川野 高實君  
町長。

○町長 徳島 眞次君

これは早急にやるべきだと思っております。以上でございます。

○議長 川野 高實君  
田中 二三輝君。

○5番 田中 二三輝君

早急にやるというふうにおっしゃって頂きました。一時期国会でも近いうちにということで大変話題になりました。国会で近いうちにという、あのような話題にならないよう早急に結論を出して頂いて、方向性をお示し頂きたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

予定している質問は以上でございますが、最後に今回の火災は大変大きな、ショックな出来事ございました。

しかしながら、別の角度から私は地域の繋がり素晴らしさというものを経験させて頂きました。火災の次の日、子ども達に授業を受けさせるためにとの強い思いから、町職員、教職員、保護者が片付けに参加をするという話をお伺いいたしましたので、室木小学校に出向きました。

目にした光景は、保護者と多くの地域の方々が丁寧に、先程教育長からもお話がありましたが、廊下や階段を水洗いし、拭き上げ、本当に見違えるように、火災前よりも綺麗になったのではないかと思えるぐらい、綺麗な丁寧な作業をして頂いていた姿でございました。職員の方々とも親しく、地域の方々は声を掛け合いながら作業を進められている。それは普段から学校授業に積極的に参加をし、その結果として自然と教職員の方々と地域の方々の会話が出来ている、そのように強く感じました。

作業が終わった後は保護者が炊き出しをしていていました。しかし本当に感動いたしましたのは、地域の方々が炊き出しをして頂いていた、このことでございます。勿論保護者の方が作って頂いたおにぎり等々も美味しかったのですが、地域の方々が炊き出しをされた、それは懐かしい味がして本当に嬉しかったです。

このように子ども達のこと、そして学校のこと、室木小学校のことを大切にされているのだなと強く感じました。

子ども達と地域、学校と地域がしっかりと結び付いていることを実感させて頂きました。この地域の方々に、鞍手町として、町行政として、やはり私は感謝の気持ちを示して頂きたいと強く感じています。是非ご検討して頂きたいと思っております。

このことを一言お伝えいたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長 川野 高實君

以上で田中二三輝君の質問を終了します。

ここでしばらく休憩します。



休憩 14時09分

再開 14時19分

○議長 川野 高實君

会議を再開します。

引き続き一般質問を行います。

12番議員 岡崎 邦博君の質問を許可します。

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

通告に従いまして質問いたします。

25年度の当初予算にも計上されていますが、新中学校建設に係る事項についてお尋ねします。

当初専門学校跡地に建設すれば建設費用は12億から13億で済むとの説明でした。

24年度予算で校舎改築の実施設計委託料、土地建物の購入費等で約1億8千万円、委託料については残がありますが、1億8千万円、25年度当初予算案では校舎改修費や体育館、プール等の建設費に、工事監理委託料を加えて16億2千万円、今年度までで既に約18億円が掛かることになっています。なぜ大幅にこのように見通しが狂ったのか、その要因と中学校が完成するまでの建設費の総額をお尋ねしたいと思います。

○議長 川野 高實君

教育長。

○教育長 山本 喜久男君

ご質問にお答えいたします。工事費が増額した理由については、プロポーザル方式で設計業者の選定を行い、設計者、学校現場、教育委員会でヒアリングを重ね、策定委員の意見も聞きながら、これまでより充実した教育環境の整備を行うことになりました。校舎改修については、多目的ホールの設置、障害生徒対策としてエレベータの設置、特別教室等を効率よく活用する配置としたことによる廊下や壁の新設、空調設備、太陽光発電設備の設置等が、当初予定額より建設費が増額した要因でございます。

体育館については、標準的な中学校体育館として予定額を見積もっていましたが、バスケットボール等の公式試合が十分に実施出来る広さのアリーナの確保、一階に卓球場、部室、二階に武道場の併設等学校現場の要望を取り入れたことや、校舎と体育館を繋ぐ渡り廊下の設置等が、当初予定額より建設費が増額した要因でございます。

校舎改修、屋内運動場、プール建設費の総額については約15億7千万円を計上しております。

○議長 川野 高實君

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

来年度には運動場、野球場の整備、下水道工事、その他の工事があるというように町の広

報紙に載っていますが、先程もお尋ねしましたが、開校までに建設費の総額についてはいくらになるのですか。

○議長 川野 高實君

教育課長。

○教育課長 筒井 英和君

建設費の総額ですが、先程言われました工事費と設計管理費とか諸々で約20億を見込んでおります。

○議長 川野 高實君

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

ここに24年2月からずっと6小学校に説明会に行きました。その説明会の時の質疑に対する内容が示されたものが教育委員会から配布をして頂いております。その中で教育長は6小学校の説明会の中で、例えば剣南小、新延小、古月小学校の保護者からの質問に対して、新校舎を建設すると20億から25億、専門学校を使うと12～3億程度と考えているというようなお答えでした。今お尋ねしましたら、プロポーザル方式で充実した整備をすることになったからということで、多目的ホール、エレベータ、廊下、太陽光等、空調等の整備をすることで予算が大幅に増額したというようなお答えでしたが、プロポーザル方式はいいとしても、今お答えになられたものでも、例えば太陽光を付けるかどうかは別にしても、空調とかエレベータとか多目的ホールとかは新しく中学校、または小中学校を作っているところであれば、必然として考えられてもおかしくない設備ではないかなと思います。

古い小中学校でも今は冷房を完備したり、新たに付けているところも見受けられます。そういうことからすれば当初からそういうものについては勘案して予算として考えておくべき施設ではないかなというふうに私は思います。

そういうものを住民の方、または策定委員会の中でもご説明をされて最終的な判断を仰ぐべきだというふうに考えていましたが、住民の方たち、また策定委員の方たちにしても当初の専門学校なら12～3億、新しく作れば20億から25億というような数字だけが頭に残って、それが大きな判断材料の1つになっているのではないかなというふうに思います。

プロポーザル方式で充実したということは良いことだとは思いますが、数字が大きく違ったことによって、ひょっとすれば住民の方たちも、また違った判断をする可能性もあるのです。

専門学校でも20億、新しく作っても20億から25億、それならもう少しコンパクトな中古の建物を使って17年も経っているのですが、中古の建物を使った学校よりも、ひょっとすれば新しい学校の方が良いという判断をされる方もあるのではないかなと思いますが、その辺はどうですか。

○議長 川野 高實君

教育長。

**○教育長 山本 喜久男君**

ご指摘のように昨年の2月に6小学校区に説明に回りました。その時の概算につきましては、言われたとおりでございますが、その後両中学校に、やはり教育現場の意見も取り入れるように当初町長に申し出ておまして、両中学校の合同で中学校統合整備検討委員会なるものを作りまして、どういう望ましいこれからの学校を作るのがよいのか検討を、その後やっていきまして、先程ご報告したようにいろいろと付帯事業が、工事が出てきたわけです。

従いまして総予算が膨らんでいったということです。当初からこの辺が出てくれば良かったのですが、そういうところが非常に機能的な学校を作る、将来の教育変化に柔軟に対応出来るような、そして教育効果を最大限上げるような学校をやっぱり作りたいということで、現場の意見を相当取り入れております。以上です。

**○議長 川野 高實君**

岡崎 邦博君。

**○12番 岡崎 邦博君**

統合して新しい中学校を作るわけですから、言われたようなことは最初から考えておくべき話で、今答弁されたようなことが新たに加わったから予算が膨らんだということには、私はないというふうに思います。

次に進みます。2番目として専門学校の買収費については、23年度予算で1億3千万円ということで買収する費用は決まっていますが、建物が約1億掛かるようになっています。その建物についての財源内訳を教えてください。それに後校舎改修費、体育館、武道館の新築費、野球場、運動場の整備費、下水道工事費等、それぞれの工事費用と、その財源内訳についてお尋ねします。

**○議長 川野 高實君**

教育長。

**○教育長 山本 喜久男君**

ご質問の工事費用とその財源内容、内訳につきましては教育課長に答えさせます。

**○議長 川野 高實君**

教育課長。

**○教育課長 筒井 英和君**

お答えいたします。工事発注前でございますので、各施設の工事費用は公表出来ませんのでご理解をお願いしたいと思います。全体の工事費用と財源についてお答えをします。

工事費用は約18億5500万円を予定しています。財源内訳としまして国庫補助金が約2億7千万円、それから過疎債が約12億8100万円、その他地方債が約5500万円、一般財源が約2億4900万円を予定しております。尚、学校買収費の1億3千万円については議会の議決を頂いております。内訳としましては国庫補助金が2447万5千円、それから過疎債が1億550万円、それから一般財源が2万5千円となっております。以上です。

○議長 川野 高實君

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

入札前だから個別の工事費についてはお答え出来ないということなのですが、少なくとも校舎改修費とか体育館、武道館、プールについては25年度で予算付けをされているわけですね。鞍手町は予定価格を公表しています。ですから恐らく工事、入札は5月にあるかどうか分かりませんが、そんなに時間があるわけでもありませんし、私自身としては細かい数字を聞くつもりもありません。出来れば例えば1億数千万とか、5千万円単位で良いわけです。4億とか4億5千万円とか、そういう大きな単位でいいですから工事費についてと、それぞれの財源内訳についても一度お尋ねします。

○議長 川野 高實君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

先に工事費の個別の金額をお知らせ出来ないということを申し上げましたのは、町では平成16年から予定価格の公表に踏み切っております。これは入札に当たって不正行為を防止するという観点から導入しまして、2年間試行期間をとっております。その後問題がないということで現在に至っております。それに当たって予定価格の公表について要綱を定めております。この中で現説時に公表するという形をとらせて頂いております。

もう1つは、金額を今申し上げますと、当然4月には価格の改正というのが毎年あっております。これも当然積算の見直しというのが出てきます。それと予定価格の設定に当たっては工期の調査、工事の内容の難易度、材料の汎用性、こういうものを含めて予定価格というものを最終的に町長が決定するという仕組みになっていきますので、今言ったような要件で個別の事業費等については申し上げられないということでもあります。

今言われますように5千万円単位というふうに言われますと、今資料を持ってありますが、どの程度の範囲で言うべきかというのがありますので、ちょっとお時間を頂きたいと思えます。

○議長 川野 高實君

ここでしばらく休憩します。

休憩 14時35分

再開 14時36分

○議長 川野 高實君

会議を再開します。

町長。

○町長 徳島 眞次君

議員がおっしゃることは重々、心配なされていることは分かります。どのくらい掛かるのかなというご心配をなされていると思いますが、いかんせん、まだ入札前でもありますので、

それとまだ詳細なひらい出しも出てないようで、ちょっと金額の方は表に出すということは今いろいろ入札に当たっていろんな問題が生じるかと思しますので、その辺のところはこらえて頂けませんかね。

○議長 川野 高實君

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

分かりました。じゃあ国庫補助、過疎債、一般財源について実はこの金額を知りたいがための工事費なのですが、その国庫補助と過疎債、一般財源の内訳のパーセンテージ、例えば校舎の改築が3億なら3億掛かったと。3億掛かった内の国庫補助率が20%だったとか、30%だったとか、工事が何億かかったかわからないので、どのくらいの補助率になっているのか。過疎債がどれくらいの比率で、それぞれの建物の当初の改築に充てているのか。一般財源は何%くらいになっているのか。それについてお尋ねします。

○議長 川野 高實君

教育課長。

○教育課長 筒井 英和君

お答えします。割合ということでございますが、国庫補助金には限度額がありまして、実際に建設する校舎とか屋内運動場の工事費から国庫補助金を算出するわけではございません。国が決めました、例えば学級数とか、それに応じてその学校規模に応じて必要面積が決まってまいります。それを基に国庫補助金を算出してまいります。従いまして国庫補助金の限度額までしか充当出来ませんので、工事が大きくなると、その分不足する費用につきましては過疎債や一般財源を充てていくというような仕組みになっています。以上です。

○議長 川野 高實君

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

正しく今言われるとおりで、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律というのがあります。その中で統合校舎等の新增築に関する国庫補助の対象となる校舎や体育館の面積を算定する方法というのがあります。その算定方法の中で資格面積というのがあって、その資格面積に対して1平米当たりいくら掛かると。そのいくら掛かるうちの鞍手町は過疎地域に指定されていますから、その55%が国庫補助になるというふうな算定になっています。

ですから学級数に応じる必要面積というのがありますが、それに対して保有面積、新築なら0なのですが、それを引いたのが先に言った資格面積ということになります。校舎が大きいと、今言われるように限度額が少なくなるのです。ですから改築する時も一般財源または過疎債がより以上必要になります。それを私は尋ねたかったのです。

今校舎にする建物は1万平米以上あります。必要とされるような面積はいくらですか。お尋ねします。

○議長 川野 高實君

教育課長。

○教育課長 筒井 英和君

資格面積については1138平米でございます。

○議長 川野 高實君

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

これに対して工事する、要するに1平米当たり何万円というのが掛かってくるのです。ですから国庫補助が少なくなります。国庫補助が少なくなれば今言いますように過疎債、一般財源が必要になります。北中の今の面積を考えても、策定委員会の中では北中の校舎の面積の1.7倍あるというような説明をされている時がありました。北中は私の子どもが通っている頃は1年から3年まで6学級ありました。6学級あってそれぞれの音楽室やいろいろちゃんと整備されていて、その1.7倍の校舎が本当に必要なかどうか。開校時の27年度で生徒数が419名というふうになっています。クラスで言えば各学年3クラスになります。施設を充実するという事は非常に良いことですし、教育環境を整えるということは、私は必要なことだと思いますが、必要以上に校舎が広すぎるといってお考えはありませんか。

○議長 川野 高實君

教育長。

○教育長 山本 喜久男君

ご指摘のように専門学校跡地は大きな建物でございます。それを有効に活用して、生徒が生き生き過ごせるような生活空間を作りたいというのがあります。1つには普通教室と特別教室、今まで在り来りの特別教室ではなくて、この前申しましたように例えば理科室とか、家庭科教室とか昔からある分でございますが、今日グローバル化が非常に進んでおりますし、英語専門の教室とか、ヒアリング教室、そういう部分を設けてこれからの学校はそうなければいかんということで、あの広さでもそう有り余った広さではないと理解しております。

そういう意味である建物を有効に使うということが願いでございます。以上です。

○議長 川野 高實君

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

先程資格面積のことを言いましたけれども、文科省が認めればそれも後20%の割増しして認めてくれるようになっていきます。ですから教育長が言われたような視聴覚室とか、特別教室、多目的室にしてもそうですが20%の割り増ししてもらえ中に入れることが出来るのではないかなと思うのです。それにしても私はちょっと広すぎるなど。例えば生徒が掃除するにしても全員でするのも大変だろうと。あの校庭の広さも掃除するのも大変ではないかというくらい広い学校になるのではないかと思います。ですから私としてはちょっと危惧するところがあります。

先に進みます。3番目として25年度の中学校新入生の内、南中学校校区から北中に入学する生徒数が分かっているかとお尋ねします。

また、室木、西川、新延の各小学校の在校生で昨年からの転校したとか、または転校を予定している児童がいるかどうかもお尋ねします。

○議長 川野 高實君

教育長。

○教育長 山本 喜久男君

お答えします。25年度中学校新入生の内、南中学校区から北中に入学する生徒数については6名でございます。鞍手北中学校に入学する理由として部活動が3名、これは南中にその部活動が無い。特別支援学級生1名で南中にその支援学級はございません。通学条件が2名。また、室木小、西川小、新延小、各小学校の在校生で昨年からの転校した者はおりません。0です。転校を予定している児童も0人です。

○議長 川野 高實君

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

先程言いました中学校統合に関する説明会での資料ですが、この中でなぜ専門学校の場所なのかということで、Q&Aとなっているのです。その中で北中もしくは南中への統合は吸収合併のような印象を与え、生徒の心理面を考えると別の場所が良いと思われまして冒頭に出ています。

しかし、今ご答弁頂きましたように、27年度には統合されるということがあれば、新たな中学校ではなくても北中でも、クラブ活動や通学路の関係で5名の方、特別支援学級の方については無いからということですが、5名の方が北中に通学したいと変わられるわけです。ですからこの1番最初の吸収合併というような印象を与え生徒の心理面を考えると別の場所が良いと思われるということには当たらないと思うのです。

これはどなたがこういう風な考えを持たれたのか、保護者から聞かれたのか生徒さんなのか、どなたが思われたのですか、お尋ねします。

○議長 川野 高實君

教育長。

○教育長 山本 喜久男君

心理的なものは学校統合というのは難しい問題がございまして、過去古月中学校と剣中学校が統合しました。昭和45年私は当時中学校の教員でございました。その時にもどこにするかということで、剣中学校は大きいから向こうに行くと言ったら古月地区もの凄く反対しました。それで今の北中校舎跡になったわけです。それで落ち着いたわけです。そういう部分があるので吸収される、自分達の歴史が無くなるという感じが良くない。これは他町でも、宮若市でも同じ事です。今度宮若東中学校が来月4月からオープンしますが、光陵中と宮田中が対等に合併しているということで、新たな土地を探したわけです。その部分は子ども達

の心理、或いは保護者、地域の心理を大事にしなければならないと私は思っております。

○議長 川野 高實君

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

教育長が古月と剣中学校の統合の時に教員をされていたというお話も聞いていましたし、その当時苦労があったということも何度か教育長とお話させて頂いた中で聞いてはおりました。

ただ当時と違って今の中学生にしても保護者にしても、むしろそういうものよりもいかに教育環境が良いところが良いかということで、余り今の方達はそういうところに拘っていないのではないかと。特に現実的にこうやって5名、6名の方が北中でもクラブ活動が出来るならかわりたい、通学についてこちらの方が安全そうだから変わりたいという方もおられるわけです。ですから名前が鞍手中学校ということに決まりましたし、校章や校歌、その他もこれから決まっていくと思うのですが、例えば北中であっても南中であってもそういった抵抗は余りなくて、ひょっとすればこれは取り越し苦労であったのではという気がします。これが専門学校の場所が良かったという理由にもならないという気がしています。

それともう1つ転校をした方はいなかったということですが、昨年私が聞いたところでは室木小学校の女の子が1人変わって行ったと。これはご近所の方からの話でしたが、たぶん4年生だったと言っていたと思いますが、通学路、専門学校のところまで女の子を通わせるのは危ないので、この際家も変わるということで宗像の方に変更されたというお話を聞いております。ご近所の方のお話ですから正確な話かどうか分かりませんが、そういうお話があっておりました。別の方については統合の27年度まで様子を見るけれども、場合によっては変わるかもしれないという方もおられました。いずれにしても西川地区の方については、なかなかここは若い人は住みにくいよね。特に小学校もいつかは統合されるだろうし、新延小も西川小も室木小もそれぞれあるけれど、もしもどこかに統合されるようになったら学校に通うのにちょっと大変だという話も聞いています。

折角過疎債を沢山使って過疎にならないようにということで新中学校を造っていくのですが、場所によっては、それが限られた地域になるかもしれませんが、地域の過疎を進めて行くという可能性もあるのではと私は危惧しています。

最後になりますが、1番、2番、3番と尋ねてきましたが、改めて本当に専門学校跡地が新中学校を建設するのに最適な場所なのか、またメリットがあるのかについて改めてお尋ねしたいと思います。

○議長 川野 高實君

教育長。

○教育長 山本 喜久男君

メリットがあるかどうかというお尋ねですが、お答えします。鞍手南中、鞍手北中のいずれかの統合は先程も言われましたが、吸収合併のような印象を与えると。生徒の心理面への



影響を考えると新たな場所に設置する必要があります。

次に両中学校は老朽化が進んでおり、数年後には耐用年数を経過します。校舎建て替えとなった場合は仮校舎の建設や、その期間の教育環境の確保等が必要で、教育に支障をきたす恐れがあります。また両中学校の設置場所に新たに建て替える場合は、補助金の対象になりません。新規の場所に学校を建設するには、用地取得や施設整備に多くの時間と費用が掛かり、統合までにどのくらいの時間が掛かるか全く予測が付きません。しかし専門学校の既存校舎は耐震基準で設計されており、改修を行うことで中学校として十分活用出来、学校教育の充実に向けた施設整備が比較的早い時期に完了することが出来ます。以上がメリットと考えております。

○議長 川野 高實君

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

私個人的にはいろいろな場所を思い浮かべることがありまして、例えば衛生センターの近くに太陽光発電所も入っていますが、1つの考えとしてはあったのです。幸か不幸かあそこは太陽光発電所になりました。別に北中の近くに分校跡地もありますし、考えようによってはいろいろなところにあると思いました。しかし専門学校跡地に今建設をしています。

ですから私は今度の当初予算に反対しようという思いは全くありません。もちろんこれで行くことでしょうからそれで良いと思います。しかしこの中学校がお荷物にならないかという危惧はしております。というのは先程お見せしました住民説明会の資料の中で10年後の平成37年に於ける中学生全体の生徒数は309人、20年後の平成47年の生徒数は238人と推計されております。生徒数が減れば先生の数も当然減ります。先生が減ってあの広さの学校を本当に管理出来るものかという心配も持っております。また学校に関係する地方交付税もクラスや生徒数に関係しますので、交付税も減ります。あの建物が建設されて先程も言いましたが17年経っていますので、後20年くらい経てばいろいろと傷みも出てくると思うのです。

校舎を修繕するとしても相当な費用が掛かると思いますが、草刈りをするにしても相当な面積があります。愛校作業で以前はしていた頃もありましたが、とてもちょっとやそっとでは出来ない広さがありますので、毎年維持管理費も掛かると思っています。今後10年で町の人口は人口推計によれば1万5千人を恐らく切るでしょう。20年後には1万3千人を切ると推計されています。そうしますと財政基盤も小さくなってきます。私は広すぎると思いますが、広すぎる校舎や運動場、校庭の管理についても、私は大変な費用が掛かると思っています。立派な中学校なのですが、この先30年、40年あの中学校を使うことになるのです。そのことを考えた時にあの広さで大丈夫かなと非常に心配をしております。

それで教育長にお尋ねするのですが、そのことについても心配ないということになれば構わないのですが、ご答弁頂きたいと思っております。

○議長 川野 高實君

教育長。

○教育長 山本 喜久男君

高齢化が進んで少子化が進み、人口減が進んでおります。ご指摘のように日本全国今から20年後は1億人を割るだろうと言われております。しかしここ5年、現状をご説明申しますと、今南中の生徒は122名です。クラス数が今年は5学級でしたが、4月からは4学級か3学級になる可能性もあります。そうしますと今の生徒達はどうか、来年、再来年とここ4～5年の間、後10年を考えても良いと思いますが、必要な先生の配置がないのです。私は教育的見地から統合はやむを得ないということは、皆さんもご理解頂いております。南中を例にとると中学校の教科は家庭科などを入れた10教科あるのです。各学年1クラスずつ3学級になると校長や教頭を含めて授業をする先生はいくらか。4学級掛ける2で8名いるのです。2名は授業だけ教えによそから来る非常勤の先生なのです。学校としてあてになりません。もう1つは部活を持つ先生もいない、制限されます。一番成長盛りの子ども達に選択肢のないような教育は間違いだと思います。どんなに財政が逼迫していても。財政論から言ったらそれはしないが一番良い。しかし私は教育的見地から考えると時間的に余裕がない。今のうちに今の子ども達をそういった意味で子ども達には選択肢が限られているのです。南中で吹奏楽をしたいと言っても部がありません。サッカーがしたいと言ってもありません。しかし人間はどこでどういう技能を付けていくかということと成長期の今しかない。教育を私はそう捉えております。答えにはなりません。

これから20年先、30年先、このまま人口減が推移すると、それは困ったこととなりますが、住宅誘致とかそれは政治の力だと思います。活性化していく鞍手町であってほしいという思いであります。

○議長 川野 高實君

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

中学校の統合については教育長とも何度もお話をしていますし、21年度にも一般質問の中で耐震化と統合ということで、耐震化する前に早く統合した方が良いのではという一般質問もさせて頂きました。私の中では小、中学校を同時に一緒に考えて進むべきではないかというお話もさせて頂いたと思います。ですから統合について何ら私はとやかく言うことは全くありません。ただ移転場所として、今のところがベストな場所なのかどうか、まだいろいろと考える余地があったのではと思っているのです。そうは言ってもどんどん先に進んでいきますので、今年度も16億円近くの予算が計上されていますし、それについても全く反対するつもりもありません。ただ先程言いましたように説明の中でも言われていた条件も随分違っていることもあります。住民の方達はまだ違ったままの情報でしか今はないのです。今の情報がない中で進んでいることとなります。

最後の質問になりますが、徳島町長についてはこの新中学校の建設には何も係わっているわけでもありませんが、柴田前町長からいろいろとお話は聞いていたことはあったと思いま

す。専門学校跡地への移転を前町長は強く進めてはおりましたが、残念ながらお亡くなりになってしまいました。山本教育長も3月で退任されるということです。本当に残念なこととは思いますが、この事業を進めていました責任者の方、お二人共、完成を見ることなく関われなくなったということがあります。徳島町長に於かれては町長選の際に柴田町長が進めていた事業を継承しますと言われていました。それはそれで正しいことだろうと思います。ただ今日もご質問させて頂いた中で、詳しい事情を知って、中には最初に思っていたのとちょっと違うのではということがあれば、例えば予算が通ったとしてもちょっとそこで立ち止まるということも出来るのではと思います。立ち止まってじっくり違った観点から、また新しい発想で徳島町長なりの考えで、この新中学校の建設事業を見る事が出来るのではと思います。

中学校は1度造れば30年、40年という単位でそこに有り続けることになります。町長になって今日初めて聞いたことがあるかもしれませんし、また議会の判断が間違ふこともあります。私は先程も言いましたように当初予算に反対するつもりは全くありません。町長がもう少し慎重に時間を掛けて考えてみれば良かったかなと後悔しないように、将来に亘って町の利益になるのか、町民の利益になるのか、町民の意見をもう1度聞いて頂きながら執行権者としてのご判断を頂きたいと思いますが、いかがですか。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

貴重な意見ありがとうございます。これを進めるに当たっては、2月の20日でしたか住民の反対の署名を千数百名分持って来られました。反対の署名を集められた皆さん方のご努力と汗には本当に大変だっただろうなという思いがいたしております。そういった反対者がそれだけおられるということは私もしっかりと踏まえております。しかし今年の議会でこれが通過したと聞いております。私は議会の中で民主的民意が反映されたとそのように理解しております。そしてまたこれを私がここで覆すということは議会对軽視した発言にもなりますし、もう1点は私が町長選挙に立候補した際に、柴田町長の事業を踏襲すると、合併についても行うということを公約に掲げて、私は民意を得て町長にならせて頂いたものと踏まえております。

今岡崎議員が縷々おっしゃっていたことは、今後進めて行く上で1つ1つ精査をしながら失敗の無いように行っていきたいと思っております。

○議長 川野 高實君

以上で岡崎 邦博君の質問を終了します。

次に2番議員 須山 由紀生君の質問を許可します。

須山 由紀生君。

○2番 須山 由紀生君

通告に従いまして質問をいたします。

障害者及び障害児支援について3点程ご質問をいたします。

最初に障害者に対しての基本的な考え方について質問をいたします。障害者の権利条約では障害のある児童と無い児童が共に平等であり、障害のある児童の人権を確保するための全ての必要な措置を取ることが明記されています。1人1人の子どもの有様を障害という概念で括る前に、個性や個人差として捉え、児童福祉法に於ける子ども施策の中で基本的には障害児の支援を位置付けるべきということについて、どう考えておられるのか町長の見解をお聞かせ下さい。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

私は全ての人々が障害の有無に係わらず相互に人格と個性を尊重し合って、対等な立場で日常生活や社会生活を営むことが出来る社会を実現していくためには、社会的支援や公的支援がその前提として必要であると考えております。以上です。

○議長 川野 高實君

須山 由紀生君。

○2番 須山 由紀生君

大変素晴らしいコメントをありがとうございます。

次に障害児保育の状況です。鞍手町に於ける障害児保育の状況について質問をいたします。障害児の支援を考える場合、まず考えなければならないのが障害の有無に係わらず全ての児童が健全な環境で育つということが保障されなければならないということです。とりわけ障害児については早期発見、早期対応の視点に立って、健全に成長が出来るような環境を整えるための支援が鍵ではなかろうかと考えられます。その中でも母子保健や子育て支援、家族支援こういったものが非常に重要ではないでしょうか。乳幼児期から学齢期までの発達支援は親の支援を通してこの支援を行うことによって、特に知的障害や発達障害に於いては一次障害を軽減し二次障害の発生を予防することにもなると考えられております。また親の支援だけではなく、他の健全な子ども達と接することも健全な成長には必要だと思えます。

このように障害児支援の充実と強化は、障害の有無に係わらず健全育成の視点を中心とする必要があると考えられます。特に今回は就学前の障害児、乳幼児の障害児保育について質問をします。

町内の公立、私立も含めて保育園での障害児保育の実態はどうなっているのか。また公立の場合の障害児の受け入れに対しての保育士の人数は足りているのか。この2点について質問をいたします。

○議長 川野 高實君

鯨坂福祉人権課長。

○福祉人権課長 鯨坂 健二君

町立保育所では身体障害児1名、知的障害児1名が通園しております。私立保育所に於き

ましては身体障害児1名が通園しております。また、公立保育所の保育士の人数についてですが、現時点では障害児を受け入れることになりましても保育士の人数は足りております。

○議長 川野 高實君

須山 由紀生君。

○2番 須山 由紀生君

課長の答弁にありましたように鞍手町では障害児を持つご家庭が少なからず居られます。その中で公立の保育所は保育士の数が足りているということですが。

次にこれは私立の場合になってくるのですが、加配保育士及び保育料の状況について質問をいたします。現在当鞍手町でも就学前の障害児を持つご家庭が少なからず居られます。そしてその家庭のお母様方は子どもの支援に手が掛かり働きたくても働けない。働かなければ生活が出来ないのに働けない。また自営業の方にも凄く負担が掛かっていると思います。特に母子家庭のお母さんは1日中子どもに付きっきりで、とても働くなんて出来ないのでしょうか。障害児を持つお母様方が安心して働けるような障害児保育の充実を整え、どこの保育所でも安心して預けられるような体制をなお一層取るべきではないかと思います。そのためには受け入れる側も保育所の体制を充実させるのが課題かと思われます。中でも加配保育士の問題や保育料の問題が挙げられます。まず加配保育士の問題ですが、公立の場合は先程言われましたように保育士の人数は概ね足りているということですが、私立の場合は障害児を受け入れた場合、その時点で保育士を増員しなくてはなりません。近隣の他の自治体では加配保育士の制度がありますが、鞍手町では現在行われておりません。出来れば他の自治体同様、鞍手町でも加配保育士の制度を取り入れ障害児を受け入れやすい環境が出来るようにして頂くように私から提案を致します。この件について町の見解をお聞かせ下さい。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

加配保育士の配置の支援ということなのですが、おそらく須山議員が言われているのはのぞみ保育園のことではないかと思われます。プライバシーがありますので名前は伏せておきますが、Tちゃんといいたします。Tちゃんのお母さんが昨年5月に役場の方にご相談に来られたという経緯から現在に至るまでの状況を私は担当課を呼んで調査を致しました。これを読ませて頂く限りではこの10ヶ月間担当課は条例等を調べて県庁にも問い合わせをしたのでありますが、障害児の受け入れに対して施設改修をした場合の補助金はありますが、加配をした保育士についての補助金はないということで無理ですという回答をしたと思います。それから時間が経ちまして1月にも来られたのですが、平行線のまま終わっているという状況を確認致しました。これをTちゃんのお母さんが役場に約10ヶ月間ご相談に来られてなかなか先に進まない。そしてTちゃんは週に3日しか保育園に通えない、加配保育士がいなが故に週に3日間しか通えない。だけど本人は毎日保育園に行きたいということも伺っております。こういう状況でおそらくTちゃんの親御さん、そしてご本人は悲しい、辛い、悔

しかっただろうと私はそのように思っております。こういうことに関しまして私は行政の長といたしまして、お詫びをしたいと思っております。本当に申し訳ございませんでした。

それから今後の対応ですが、予算面そして人的配置、つまり加配保育士などのあらゆる面を早急に、そして最善を尽くして対処するというをここでお約束したいと思えます。

以上でございます。

○議長 川野 高實君

須山 由紀生君。

○2番 須山 由紀生君

どうもありがとうございます。

次に保育料の問題です。先だつて頂いた資料を見ても分かりますように、近隣の遠賀町や中間市と比較しても若干所得税額の区分が違うところもありますが、鞍手町は全体的に見てかなり保育料が高いようです。こういったところから見ても町外の保育園を希望される家庭がかなりあるのではと推測されます。町長の所信表明にもありますように鞍手町の将来を担う子ども達は鞍手町の宝であり、貴重な財産でもあります。この子ども達をより良い環境でのびのびと育てもらうためにも、誰もが預け易い保育環境を提供するのが我々の、また、鞍手町の努めではなかろうかと思えます。この件について町長の見解をお聞かせ下さい。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

当然少子化対策というのは子どもを育てる時にお金が掛かり過ぎるとというのが、私が議員当時ですから、10数年前からそういうことは思っていました。そういった面も勘案しまして将来的には公立保育園が今3つありますが、そういったところも統廃合を含めながら、そして財政面、経費の面もシェープアップしながら、逆にそういったシェープアップした分を預けられるお母様方の経費負担を軽減するという方向性でやって行きたいとそのように思っている次第であります。以上でございます。

○議長 川野 高實君

須山 由紀生君。

○2番 須山 由紀生君

今後の鞍手町の障害者支援や障害児保育に光が差すような非常に前向きな答弁を頂きまして本当にありがとうございます。

終わりになりますが、再度障害児を持つお母様方が安心して子育てが出来る安心安全な町政を確立して頂くことをお願いしまして私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 川野 高實君

以上で須山 由紀生君の質問を終了します。

これですべての一般質問は終わりました。

この際休会についてお諮りします。明日12日を休会としたいと思います。これにご異議は

ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって明日12日を休会とすることに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 15時21分

平成25年鞍手町議会第2回定例会会議録（第3号）						
平成25年 3月13日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議			議 長		
	平成25年 3月13日 午後1時00分			川野高實		
	閉 会 開 議			議 長		
	平成25年 3月13日 午後2時59分			川野高實		
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	熊井照明	出欠	11	宇田川亮	出欠
	2	須山由紀生	出欠	12	岡崎邦博	出欠
	3	星正彦	出欠	13	栗田幸則	出欠
	4	—	出欠			
	出席 12人	5	田中二三輝	出欠		
	欠席 0人	6	原哲也	出欠		
	欠員 1人	7	川野高實	出欠		
		8	須藤敏夫	出欠		
		9	久保田正之	出欠		
	10	武谷保正	出欠			
会議録署名 員	1	熊井照明		2	須山由紀生	

職 出 務 席	議会事務 局長	渡辺智文	出欠	議会事務 局長補佐	武谷朋視	出欠
	町長	徳島眞次	出欠	会計課長	久保田隆一	出欠
	副町長	本松吉憲	出欠	建設課長	森茂樹	出欠
	教育長	山本喜久男	出欠	企画財政 課長	三戸公則	出欠
	総務課長	白石秀美	出欠	上下水道 課長	中岡和之	出欠
	福祉人権 課長	鯨坂健二	出欠	病院事務 局長	中野眞路	出欠
	税務住民 課長	藤原光徳	出欠	教育課長	筒井英和	出欠
	農政環境課長 兼農業委員会 事務局長	篠原哲哉	出欠	保険健康 課長	長友浩一	出欠
地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名						
議事日程	別紙のとおり					
付議事件	別紙のとおり					
会議経過	別紙のとおり					



## 平成25年第2回鞍手町議会定例会議事日程

3月13日 午後1時開議

### 第3号

- 日程第1 議案第4号 過疎地域自立促進計画の変更
- 日程第2 議案第5号 鞍手町過疎地域自立促進特別事業基金条例
- 日程第3 議案第6号 鞍手町新型インフルエンザ等対策本部条例
- 日程第4 議案第7号 鞍手町営住宅等整備基準条例
- 日程第5 議案第8号 鞍手町準用河川構造の基準に関する条例
- 日程第6 議案第9号 鞍手町職員退職手当支給条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第10号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第11号 鞍手町特別会計条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第12号 鞍手町行政財産使用料条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第13号 鞍手町道路占用料条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第14号 鞍手町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第15号 鞍手町営住宅管理条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第16号 鞍手町改良住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第17号 鞍手町し尿処理施設設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第18号 平成24年度鞍手町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第16 議案第19号 平成24年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第17 議案第20号 平成24年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第18 議案第21号 平成24年度鞍手町住宅新築資金等特別会計補正予算（第1号）
- 日程第19 議案第22号 平成24年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第20 議案第23号 平成24年度鞍手町中山西区用地造成事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第21 議案第24号 平成24年度鞍手町泉水団地改良住宅移設事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第22 議案第25号 平成25年度鞍手町一般会計予算
- 日程第23 議案第26号 平成25年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第24 議案第27号 平成25年度鞍手町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第25 議案第28号 平成25年度鞍手町住宅新築資金等特別会計予算

- 日程第26 議案第29号 平成25年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計予算
- 日程第27 議案第30号 平成25年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計予算
- 日程第28 議案第31号 平成25年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計予算
- 日程第29 議案第32号 平成25年度鞍手町中山西区用地造成事業特別会計予算
- 日程第30 議案第33号 平成25年度鞍手町泉水団地改良住宅移設事業特別会計予算
- 日程第31 議案第34号 平成25年度地方独立行政法人くらて病院貸付金特別会計予算
- 日程第32 議案第35号 平成25年度鞍手町水道事業会計予算
- 日程第33 議案第36号 鞍手町道路線の認定
- 日程第34 議案第37号 宮若市・鞍手町・小竹町障害程度区分等認定審査会の共同設置に関する規約の変更について

平成25年3月13日（第3日）

開議 13時00分

○議長 川野 高實君

これから本日の会議を開きます。

まず町長より提出されています議案第12号の訂正と、地方独立行政法人くらはて病院貸付金特別会計に関する資料をお手元に配布していますのでご確認下さい。

これより日程に入ります。

日程はお手元に配布のとおりです。

日程第1 議案第4号 過疎地域自立促進計画の変更を議題とします。

質疑はありませんか。

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

今回の計画の変更の中身については、中学校統合に係わる通学路の安全確保とかという点が主だと思いますが、総額でどのくらい見込んでいるのか。それが毎年過疎債の枠が幾らずつ下りて来るのかよく分からないと思います。

それがもし足りない場合はどうされるのか。これは統合に向けてお尻の決まった部分ですから、その工事についてどのように考えているのかをお尋ねします。

○議長 川野 高實君

三戸企画財政課長。

○企画財政課長 三戸 公則君

お答えいたします。

まず今回の過疎計画の変更に伴う部分でございますが、お配りしています地図で場所を確認させていただきます。

お配りしていますA3版の縦刷りのカラー刷りですが、その中で1番から18番までの箇所がございます。その内四角い部分がグレーの色に塗っている部分につきましては、既に上がっている事業ということになります。

白抜きの部分が今回新たに追加する箇所でございます。この事業に伴います事業融資としましては、全体で平成25年度は13億3450万円というふうになっています。その事業費に対する過疎債の内訳としましては1億3345万円に対しまして、過疎債を充当している部分が1億2550万円充当しています。

今後の過疎債の充当に関して、これまで平成23年度、24年度と、要望額に対しまして減額されている部分がありました。平成25年度の国の地方債計画では、この過疎債につきましては、24年度2900億円に対しまして、3050億円ということで、25年度は150億円過疎債の枠が、国の予算では追加になっていますので、この分については事業費としては、本町として期待する部分でございます。

ただ実際に事業費を上げて減額になる可能性は当然ございます。この部分については他の

有利な起債等を活用しながら、若しくは事業の優先順位を付けながら対応して行きたいと考えています。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

過疎債で対応出来ない部分は別の分でもやるということですね。

今回の通学路の整備の関係で言えば、これだけ多くの整備事業が必要なわけで、いつ頃の部分をやって行くのかとかが分かれば教えて下さい。

○議長 川野 高實君

企画財政課長。

○企画財政課長 三戸 公則君

今回過疎計画の変更で上げていますこの図面の内、平成25年度と平成26年度の部分も含まれています。その内平成26年度事業として上がっているのは、7番の小橋・十念線歩道改良工事。それから10番目の本町・新延線歩道改良工事が、今の段階では26年度計画というふうに考えています。それ以外は25年度に実施する予定でございます。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

今回、今質問がありましたように、かなり多くの事業が追加されていますが、もう少し具体的にどのような改良をするのか、どのような工事予定になるのか、内容についてもう少し詳しくお尋ねします。

○議長 川野 高實君

建設課長。

○建設課長 森 茂樹君

お答えいたします。

中本町・小牧線の歩道改良工事でございますが、現在歩道の幅員が2.25mを3.5mに拡幅しマウンドアップからフラットに改良したいと思っております。

本町・今村線の分ですが、これは現在1.6mの歩道しかございません。これも3.5mの歩道に拡幅して、マウンドアップの分をフラットに改良したいと考えています。

地図番号で7番、小橋・十念線の歩道改良工事ですが、現在は2.4mですが、これを2.5m、10cmしか広がりませんが、これもマウンドアップからフラットに改良したいと考えています。

8番に小橋・十念線の通学路の整備ということで、これは両外側をカラー舗装するように考えています。9番の藺焼・小牧線でございますが、これも両外側を1mカラー舗装する計画でございます。

10番の本町・新延線ですが、現在歩道が1.8mしかございませんので、これも2.5mの歩道に拡幅したいと考えています。11番、本町・新延線の方でございますが、これはカラー舗装で対処したいと考えています。12番の新北・長谷線でございますが、これは両側をカラー舗装して、長谷川に沿った部分に関しましては転落防止柵を設置したいと考えています。

13番の八尋・長谷・室木線ですが、これも同じく両側にカラー舗装で、川に沿った部分、危険な場所に関しては転落防止柵を設置するように考えています。14番の上新延橋～泉水線に関しましては、現在道路幅員も含めて9.5mを11mに道路改良して歩道設置をしていきたいと考えています。

15番の大橋・白水線に関しましては、これも道路幅員を含めまして、現在7.5mございますが、9.3mに道路改良で拡幅したいと考えています。以上でございます。

**○議長 川野 高實君**

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっております議案第4号は総務文教委員会に付託したいと思っております。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第4号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に日程第2 議案第5号 鞍手町過疎地域自立促進特別事業基金条例を議題とします。

質疑はありませんか。

宇田川 亮君。

**○11番 宇田川 亮君**

今回新たに過疎の基金を積み立てるようになるということですが、後の予算でも出て来ますが、今回3500万、町長の提案説明では毎年3500万円ずつ積み立てると言っていましたが、この金額の具体的な中身というか根拠を教えてください。

**○議長 川野 高實君**

企画財政課長。

**○企画財政課長 三戸 公則君**

この3500万円の根拠は、本町が過疎地域の過疎債の内のソフト事業分として、特別事業分として割り振られた額でございます。この特別事業分、いわゆるソフト事業分3500万円を平成25年度から、今の段階で過疎の指定期限となる平成32年までの8年間、これを毎年、この部分を全額積み立てて基金を作ると考えています。

最終的に総額としましては、基金積立は2億8千万円になる計算になっています。この積み立てた基金につきましては、定住促進奨励交付金の事業に充当するように考えています。

当初予算にも上げていますが、平成25年度の事業費としては349万4千円を今の段階での交付見込みという形で上げています。これは51件分が今対象となっています。

これが仮にこの形で制度が10年間、補償期間が10年間続くというふうに算定しますと、事業費としては約4億円ぐらいの奨励交付金の試算になってまいります。この4億円に対して2億8千万円を充当するというふうに考えています。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

いくら有利な起債とはいっても借金は借金で、3割は返していかないといけない。この基金条例では運用益金の部分だとかいろいろありますが、もうちょっとメリットを、頭が悪いので分からないのですが、どちらが有利なのか。

結局運用してやった方がいいのか、それとも借りないでどうかする方がいいのか、良く分かりませんので、その辺を具体的に教えて下さい。

○議長 川野 高實君

企画財政課長。

○企画財政課長 三戸 公則君

定住奨励交付金につきましては、一旦固定資産税を納めて頂いて、その固定資産税相当分を交付金としてお渡しするという形になっています。ということは、一旦税額としてその額が入って来ますが、同額を交付金としてお支払いする形になります。

このお支払いする部分が4億円になるということです。この4億円に対して、この基金を使って2億8千万円を充てると。この2億8千万円の中の7割は交付税措置をされるという形になりますので、交付税措置が大体2億8千万円の7割になりますので、1億9600万円という単純な計算ですがそういう形になります。この部分は町として4億円の内固定資産税を出さなくていいというふうになっています。

これまでソフト事業につきましては、バスの赤字補填とか転作事業等の補填分、そういう事業に充当していました。いずれかのソフト事業には充当するという形になりますが、今まで充当していた部分につきましては、ソフト事業の追加分を活用して、この追加分につきましては、国全体の予算の執行状況によって枠が変わって来ますが、最大今までの3500万円プラス新たに3500万円までは、枠としては本町にありますので、マックス7千万円内の3500万円を積み立てて、残りの3500万円内のところで他の、今まで充当していたような事業に充当するというふうに考えています。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

詳しい説明ありがとうございました。

もう一つは、3500万円を8年間積み立てて2億8万円。これはこのまま運用して置いておくわけですね。積み立てていくわけですね。これから平成32年まではずっと積み立てて、過疎の終わった時点で基金を取り崩して、定住促進の固定資産税の分に充てていくとい

うことですね。

○議長 川野 高實君

企画財政課長。

○企画財政課長 三戸 公則君

お答えいたします。

具体的に申しますと、平成25年度に3500万円一旦積み立てるというか、予算として上がりますが、積み立てて奨励交付金として毎年上がって来ます。25年度でいいますと3494万円については、これを取り崩して、この基金ですっと充当していくという形になりますので、毎年奨励交付金はこの基金を取り崩していくという形になります。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

今のご説明でソフト事業分を基金に積み立てるというご説明でしたが、ソフト事業分以外にこの基金に積み立てられる原資というのはいないのですか。

○議長 川野 高實君

企画財政課長。

○企画財政課長 三戸 公則君

過疎法上積み立てられるものはこのソフト事業分だけの3500万円だけになります。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第5号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第5号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第3 議案第6号 鞍手町インフルエンザ等対策本部条例を議題とします。

質疑はありませんか。

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされたときに対応するというためのものという説明でしたが、この組織自体はいつ設置するのですか。先に設置しておくのか、それとも出てから設置するのか教えて下さい。

○議長 川野 高實君

長友保険健康課長。

○保険健康課長 長友 浩一君

お答えいたします。

組織は緊急事態宣言が発令された時に本部を設置しますので、その時になります。

○議長 川野 高實君

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

予め組織的には設置しておいて、本部長等を決めていて、出されたら直ぐ対応出来るようにするという考えではないのですね。宣言が出された後に、本部長を誰にするかとかということになるのですか。

○議長 川野 高實君

保険健康課長。

○保険健康課長 長友 浩一君

お答えいたします。本部自体は、今言いましたように宣言が発令された時に設置しますが、予め組織の構成については、例えば法律にもありますように本部長は町長、本部員は法律にもありますが、例えば副町長、教育長、消防団長、町長が指名する職員というふうになっていますので、大体構成員は決まっていますので、それは即対応出来るものと考えています。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第6号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第6号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第4 議案第7号 鞍手町営住宅等整備基準条例を議題とします。

質疑はありませんか。

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

第1条で本町における町営住宅及び共同施設というふうにあるのですが、共同施設というのはどういうものを指すのか教えて下さい。

○議長 川野 高實君

森建設課長。

○建設課長 森 茂樹君

お答えいたします。

駐輪場とか、共同でございましてので集会場等を指すと考えています。

○議長 川野 高實君

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君



そういう意味なんですね。町営住宅の中に改良住宅等は含まれているのですか。

○議長 川野 高實君

建設課長。

○建設課長 森 茂樹君

通常公営住宅を本町では町営住宅と言っています。改良住宅は改良住宅という名称でしています。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

分かりました。それと基準は設けるのはいいのですが、現状が基準に合っていない部分が多々あると思います。これについてはどのようにされていこうとされているのか、今後どのように考えているのか教えて下さい。

○議長 川野 高實君

建設課長。

○建設課長 森 茂樹君

現状に合っていない部分が多々あると思いますが、この条例に関しましては今後建設する住宅に対して基準を定めていますので、泉水団地からこの基準に当て嵌めて行くように考えています。

○議長 川野 高實君

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

何のために基準があるかと言えば、それはやはり住みやすい住宅だとか、環境を整備することなので、新たに作るのは勿論基準に合ったようにしないといけないと思いますが、現在住んでいる方は、この基準に当て嵌まるように変えていかないといけないと思います。それについてはどのように考えているのか教えて下さい。

○議長 川野 高實君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

お答えいたします。

先程建設課長が申しましたように、今後新築する部分は当然この条例を適用と。いわゆる整備基準を適用していきますということになります。

通常これまでも住宅の修繕については、申し上げて来ましたように、一部の修繕等については出来るだけ耐震等を考えて修繕して行くということで対応してきています。

今後住宅が更に年数が経ちますと、住宅全体の大規模改修等が出て来ると思います。そういった折には、これに基づいて全面的ではありませんが、出来るだけこれに対応出来るものとしていくべきだと思っております。以上です。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第7号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第7号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第5 議案第8号 鞍手町準用河川構造の基準に関する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

先程と同じような質問ですが、ここで基準を作るのでしたらどのようなになっているのかと、対象の川がどれだけあるのか、調査はどのようにしたのか、するのか、しないのか等を含めて、これに合っていない部分はどのようにするのかというのを教えて下さい。

○議長 川野 高實君

建設課長。

○建設課長 森 茂樹君

対象の川としましては、準用河川は町内に5ヶ所ございます。白水川、北田川、六田川、長谷川、室木川の5ヶ所でございます。現在町内の準用河川につきましては、暫定的に整備されています。

○議長 川野 高實君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

お答えいたします。

現在の河川そのものは、これまで暫定的に整備されたという課長の答弁でございますが、今後の整備指針を立てる上でこういった構造を条例で定めるということで、この中には当然河川構造物ですから、構造ということで堤防も入ります。

こういった整備計画を立てる上で、こういった基準に基づいてやると。これが実際整備に当たりましては降雨強度というのがございます。小河川であればどれくらいの確率に対応出来る河川にすべきかとか、一級河川の遠賀川がございしますが、西川も一級河川ということで西川については50分の1という方針が県から出されているということになっています。

これはもっと調査して、今言った準用河川がどの程度の整備基準でべきかということは、まだ検討までは至っていません。

今後整備する時に、こういった指針を決めて整備基準となる、単純にいいますとどれくらいの雨に耐えうる河川にするかというものを作って、それから整備して行くということになります。これは今後の指針として条例で定めるということにいたしています。以上です。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

提案理由の中で河川法の一部が改正されたことに伴いということであるのですが、河川法がいつどのような改正があったために、今回この条例を制定するようになったのか、そこをお尋ねしたいと思います。

○議長 川野 高實君

建設課長。

○建設課長 森 茂樹君

河川法の第100条第1項におきまして、一級河川及び二級河川以外の河川で、市町村が指定したものについては、この法律中二級河川に関する規定を準用する。この場合においてこれらの規定中、都道府県と県知事とあるものは市町村長と読み替え、第13条第2項中政令とあるのは、政令で定める基準を参酌して、市町村の条例と読み替えるものとするということ。と、河川法第13条第2項に河川。

○議長 川野 高實君

総務課長。

○総務課長 白石 秀美君

この河川法の改正は地域主権改革の一環で、第一次一括法の中で改正されたものでございます。平成24年の4月1日に施行はされていますが、1年間の期間が設けられて、この中でそれぞれの団体に整理して下さいということになっています。

○議長 川野 高實君

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

今建設課長が説明されていましたが、河川法の条例の中身と主権改革の一括法の中での改正というような説明もありましたが、中々中身も分かりづらいので、これは民生産業の方に付託になるようですので、その中でもう少し詳しく説明して頂ければと思います。

後5ヶ所の準用河川があるということでしたが、要するに許可工作物、橋だとか、堰だとか、水門だとか色々そういったものについて、先程宇田川議員からも質問がありましたが、5ヶ所の準用河川が、この基準に合わないものは今後調査するのか、いま既に把握出来ているのか、調査した上で順次、水害に直接関わる部分もありますので、整備をして行くのか、その辺の見通しについてお尋ねします。

○議長 川野 高實君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

先程も若干触れましたように、当然整備方針というのは決めなくてはなりません。その上

でということになりますので、現時点ではそこまで至っていないと。今後はどういう方向に持って行くか、内部でもう一度協議して行く必要がございます。今の時点ではいつ頃という答えは持ち合わせていません。

ただ西川については、西川から室木川、長谷川に繋がっています。下流である小木橋から上流、ここは県が暫定整備と、暫暫定計画、暫定計画、本計画というふうに段階をふんでいきますので。そういった部分については、下流が整備されてから上流という流れになるのだらうと思いますが、実被害が出ているかどうかと、先程言いましたように高確率、通常小河川であれば5分の1から10分の1、場合によっては20分の1という指針が示されています。

それにどれだけ対応出来るかという調査も現時点では行っていませんので、これは少し時間を頂きたいと思っております。以上です。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第8号は民生産業委員会に付託したいと思えます。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第8号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第6 議案第9号 鞍手町職員退職手当支給条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

今回退職手当を段階的に引き下げて行くということですが、一つは組合との協議はどうなっているのかというのをまず教えて下さい。

○議長 川野 高實君

白石総務課長。

○総務課長 白石 秀美君

組合とは2月14日と15日に交渉を行いまして、15日に今改正案で上げている方法で減額して行くことを妥結しております。

○議長 川野 高實君

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

組合とは合意に至っているということですが、この間ずっと給与も引き下げられて、また退職手当も給与の後払い的な意味合いもあるわけです。

そこでまた引き下げられると。これは将来の生活不安もありますし、私は、これはいくら

国家公務員の退職手当を引き下げるといって、そのままそれを運用して町も、自治体独自でこういうものは決められるわけですから、これ自体は下げるべきではないと考えます。

国が変えたからそのまま変えましたではなく、職員の生活実態だとか色々なものを勘案して決めていくべきだと思いますので、これについてももう一度考え方についてお願いしたいと思います。

○議長 川野 高實君

総務課長。

○総務課長 白石 秀美君

今回の国家公務員の取り扱いにつきましては、人事院から示された退職給付に係る官民格差が平均で約402.6万円地方の方が高いということで、解消を図るということが目的とされています。その主旨に則って今回市町村でもそれぞれの取り扱いをしているわけでございます。

給与についても国家公務員の取り扱いに準じて来ていますので、この退職手当についても準じて行うという考えでございます。

○議長 川野 高實君

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

鞍手町の状況で官民格差が高いわけですか。公務員の方ががぼっと給与も退職金も上で、民間は低いという認識ですか。

○議長 川野 高實君

総務課長。

○総務課長 白石 秀美君

一応私の方で影響額というか、そういったものを算定いたしました。大体課長クラスで約409万円、班長級で388万円、主幹級で376万円というような差があるというふうに捉えています。

○議長 川野 高實君

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

分かりました。退職金でこれだけの格差があるということですね。それではこれを引き下げて行くことによって、どのくらいの金額が削減されていくのかを教えてください。個人の、先程課長級でとかと段階的に言われましたが、そういう方達で大体今までの退職金からすると、どのくらい減るのかということも具体的に教えてください。

○議長 川野 高實君

総務課長。

○総務課長 白石 秀美君

平成24年度から27年度までの定年退職者についての総額で試算をしています。

国に準拠した場合、その影響額は約4800万円。今回の条例改正による本町の取り扱いでは約3300万円となります。その差は1500万円ですが、これはあくまでも駆け込み退職が出ない場合の効果ということになりますので、駆け込み退職があればその分の効果は下がりますので、1500万円というよりももっと小さくなるというふうなことが考えられます。

個人別に見てみますと、課長クラスで大体现行制度で行きますと2700万円ぐらいのところになるのですが、それが段階的な引き下げになりますので、影響額といいますと25年度で申し上げますと、25年度は課長クラスがおりませんが、主幹クラスで大体2500万円ぐらい貰う予定だった人が2300万円ぐらいになるというような感じになります。

更に26年度で見ますと、課長クラスで2670万円ぐらいの予定の人が2390万円ぐらいになるというような感じですよ。

**○議長 川野 高實君**

他に質疑はありませんか。

岡崎 邦博君。

**○12番 岡崎 邦博君**

これの改正後と改正前の新旧対照表を見ますと、最後の頁に特別職職員の退職手当支給条例の特例というところがあるのですが、ここを見ますと改正の中で、改正前はこの条例の施行の日に在職するというようになっていたのが、当分の間というふうになっています。

後色々と細かな数字であったものが、大きく割合を乗じて勤続年数に得た額というような改正になっているようですが、まず当分の間というのを大体どういう期間を定めるのか、また今現在在職している方以外、その次の方とか、その次の次の方とか、色々要するにずっと下がって行くことにもなると思いますが、もしもそういうふうな思いで当分の間ということであれば、これは必要なかどうかというのもあると思います。そこも含めてお尋ねします。

後改正前と、改正後について、特別職についてはどれぐらいの減額になるのか。

**○議長 川野 高實君**

総務課長。

**○総務課長 白石 秀美君**

国家公務員の退職手当法につきましては、官民支給水準の均衡を図るため制度の見直しをされる場合というのは本則で扱われるのですが、今回のように調整率、率を扱う場合というのは、本則を扱うと制度そのものがゆがむ可能性があるということで、こういった形でこれまでも昭和の時代57年でしたか、それと平成4年、16年、18年ですか、4回こういった改正が行われて来ています。その際も、次の改正までというような意味合いで当分の間というのが使われています。

その改正があって次の改正までの間を、具体的に次にいつ改正があるか分からないのですが、それまでの間を当分の間というふうに使って来ています。

特別職の関係につきましては、退職金の支給率は一般職と違って国家公務員の中に参酌する基準がございません。それで福岡県市町村職員退職手当組合で適用されています率を、これまで基準としてきていました。

今回退職手当組合に於ける改正では一般職の分しか、まだ改正が行われていません。特別職部分については、今後検討するとの見解だったのですが、福岡県の職員の取り扱いでは、知事以下特別職については一般職との整合性を図る、公平性を保つということで、同じ率で下げるということで16.4%の減額ということになります。

○議長 川野 高實君

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

次の改正までが当分の間というようなことで、ここに当分の間というのを定めているという答弁でいいのですね。

要するに減額としては特別職といえど町長、副町長と教育長になるのですが、減額はどれくらいの額になるかお尋ねします。

○議長 川野 高實君

総務課長。

○総務課長 白石 秀美君

町長の場合で申し上げますと、4年間で現行でいきますと1423万9200円ですが、これが1172万6400円、251万2800円減額となります。

副町長が4年間で732万円ですが、これが610万円ということで122万円減となります。教育長が4年間で562万4640円、これが468万7200円と、93万7440円減になるということでございます。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第9号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第9号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第7 議案第10号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第10号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第10号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第8 議案第11号 鞍手町特別会計条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

今回から病院の貸付金等の収支を明確にするということなのですが、後から予算で出て来ますがどこまでをするのか、後から病院に対する会計を明確にするのであれば、例えば繰入金だとか、一般会計からいったら繰出金ですが、そういったものをどのように考えているのかを教えてください。

○議長 川野 高實君

企画財政課長。

○企画財政課長 三戸 公則君

お答えいたします。

まず今回この独立行政法人から病院貸付金特別会計を設ける理由としましては、これは平成20年7月に総務省の自治財政局から発しました通知がございまして、これまで病院事業等で持っていた企業債等については、独立行政法人化に伴って一般会計等に継承するような企業債につきましては、一般会計とは別途独立して分離して明確に処理しなさいという通達がありまして、今回この特別会計を設けるところでございまして。

そして、この特別会計を設けるに当たりまして資料をお配りさせて頂いております。その資料に基づいてご説明をさせていただきます。

大きく会計が3つございます。一番左に一般会計、真ん中の下のところに、今回新たに設立いたします地方独立行政法人から病院貸付金特別会計がございまして。一番右側に地方独立行政法人から病院の会計があると。

まず、これまで一般会計から病院事業につきましては、4款 1目 保健衛生総務費におきまして、病院事業の繰出金という形で地方交付税に、基準財政需用額に算入されていた、病院事業について算入されていた部分を病院事業に繰り出していました。

今回独立行政法人が新たに設置されることに伴いまして、4款 1目が4款 6目 病院事業費ということで、平成25年度はそこに計上しています。運営費負担金という名称で新たに今回計上させて頂いているところでございまして。これを一般会計から運営費負担金として独立行政法人の方に一旦繰り出すと。

そして今度地方独立行政法人側では、先に特別会計の方からご説明いたします。真ん中の下の方の独立行政法人の会計につきましては、このから病院の事業につきまして直接から病院が地方債を借り入れることが出来ません。そのためにこの特別会計を使って町債の方で借入を行うと。具体的に申しますと平成25年度につきましては、病院事業債で956



0万円、過疎債の方で9560万円、併せて1億9120万円を町債として、この特別会計が歳入として一旦借り入れる。そしてそれは歳出の方で貸付金として、これをくらで病院の歳入の借入金の方にこれを支出して行くという形になります。

これに伴って今後はくらで病院の方の歳出側で、この元利償還金相当分について、今度はくらで病院が支出して、その部分は特別会計で公債費負担金として特別会計が受け入れて、この特別会計の歳出の方で公債費として借入金融機関に償還して行くという資金の流れになっています。

具体的に申しますと特別会計の方で25年度は公債費負担金で2億1156万1千円をくらで病院から公債費負担金として歳入に上げて、公債費として同額を借入金融機関に償還して行くというふうな流れになっています。以上でございます。

#### ○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第11号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第11号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第9 議案第12号 鞍手町行政財産使用料条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第12号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第12号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第10 議案第13号 鞍手町道路占用料条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第13号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第13号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第11 議案第14号 鞍手町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を

改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第14号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第14号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第12 議案第15号 鞍手町営住宅管理条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第15号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第15号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第13 議案第16号 鞍手町改良住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第16号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第16号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第14 議案第17号 鞍手町し尿処理施設設置及び管理条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

鞍手町のし尿処理施設は指定管理者になっていると思います。その指定管理者を指定する際に、今度改正されたような技術者に関するような事項は、その中の条件としては入っていたのですか、入ってなかったのですか。

○議長 川野 高實君

篠原農政環境課長。

○農政環境課長 篠原 哲哉君

技術者の関係ですが、その中には設置をしなさいということになっていましたので、入っていました。以上です。

○議長 川野 高實君

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

ということは、今度条例は改正されますが、指定管理者のところにも別に特段の影響はないというふうに思っているのですか。

○議長 川野 高實君

農政環境課長。

○農政環境課長 篠原 哲哉君

今回の条例では、町の条例の中にこの言葉を入れないといけないということになりましたので、新たに条例の中でこういう技術者とかを入れていきます。鞍手町では6名の管理体制で行っています。その内4名が該当しますのでそういうことでございます。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第17号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第17号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第15 議案第18号 平成24年度鞍手町一般会計補正予算第8号を議題とします。

まず歳出より質疑をお受けします。

事項別明細書の18頁をお開き下さい。

1款 議会費及び 2款 総務費について、18頁から20頁まで質疑はありませんか。

次に進みます。

3款 民生費及び 4款 衛生費について、20頁から23頁まで質疑はありませんか。

次に進みます。

5款 労働費から 8款 土木費について、24頁から27頁まで質疑はありませんか。

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

25頁の一番上の林業振興費の中で、工事費410万が減額になっていますが、この中身を教えて下さい。

○議長 川野 高實君

農政環境課長。

○農政環境課長 篠原 哲哉君

お答えいたします。

当初予算では間伐の積算根拠は、樹木の種類、胸高の直径、胸の高さの直径です、それと平均傾斜地により1本当たりの間伐の単価で決まっていたのですが、平成24年度より積算根拠の見直しが行われまして、1ヘクタール辺り成立本数、立っている本数です、間伐率、間伐の難易度によりヘクタール当りの単価が変更になりました。よって工事費で410万6千円の減額となっています。

これに伴いまして事務費の工事雑費等が減額になっています。調査委託料もヘクタール当りの単価が55円減額になりましたので減額になっています。以上です。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

次に進みます。

9款 消防費及び 10款 教育費について、27頁から30頁まで質疑ありませんか。

これで歳出を終わります。

次に歳入に入ります。

13頁をお開き下さい。

一括して質疑をお受けします。

13頁から17頁まで質疑はありませんか。

これで歳入を終わります。

それでは歳入歳出全般について質疑はありませんか。

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

政府の24年度の補正予算、これで1.4兆円のいわゆる元気交付金というのが出てきまして、この中身が私もよく分りにくかったのですが、平成25年度分の予定していた公共工事を前倒しで平成24年度にやってくれと。その分は出しますよというか、町単費分の約8割を元気交付金で戻しますよと。

簡単に言ったらそういうことなので、とすれば平成24年度の今度の補正予算で来年度やろうと思っていた公共工事をここで上げておかないといけなかったのではないだろうか。

ただ総選挙が12月にありまして、柴田町長も亡くなって徳島町長に、とうちの場合切り替わった部分があるのですが、今回この補正の中で元気交付金に当る部分の予算は組んでいるのでしょうか。

○議長 川野 高實君

企画財政課長。

○企画財政課長 三戸 公則君

お答えいたします。

今回の国の補正予算に対します本町の対応としましては、歳出の26頁の土木費の1目

治水堤防費のところでは工事費として700万円計上させて頂いています。今回本町としましては、この国の補正予算に対する事業費としてはこの700万円しか上がっていません。ただ今回国の補正予算に対しまして、平成25年度の事業の前倒しということで、一番大きなものとしましては、学校の建設に係る部分がありました。この部分についても当然前倒しするか、しないかということで検討を行っています。

検討した結果、本町につきましても過疎地域でありますので、過疎債を活用した方が一番有利であるという結果が出ています。今回国の24年度の補正予算に対する事業費としては上がらなかったと。

その他の事業につきましても、極端な例を申し上げますと、3時に県から通知が来まして、その日の内の5時までに事業費を上げて回答しろというような、スケジュール的にはタイトなスケジュールであったのと、先程質問議員さんもおっしゃったように、これを判断するに至った時に町長がいらっしゃらなかったという様々な要因もありまして、今回700万円しか上げられなかった。700万という結果になってしまったということでもあります。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

学校の分で過疎債を使った方が有利だと言われますが、勿論元気交付金が丸々通るかどうかという確信は持てなかった部分はあると思います。ですが、もしもそれが通っていたらこちらの方が有利なわけでしょう。そうではないのですか。

○議長 川野 高實君

企画財政課長。

○企画財政課長 三戸 公則君

仮に試算しまして、臨時交付金が当たったとしても過疎を活用した方が有利という結果になっています。具体的に数字で申し上げますと、過疎債を行った学校の事業で約16億円の事業費に対しまして、過疎債を充当して活用した場合に、一般的な実質的な本町の負担は4億4500万円程度という試算になっています。

これに対しまして、全事業を元気交付金に充当出来たとしても、町の実質的な負担としましては7億6500万円程度という結果が出ました。こういう数値から判断して今回この判断になりました。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

その7億の根拠が分からないのですが、これは平均で0.8なのですが、一般でいったら過疎債を使ったら7割が交付税で返ってくる。この元気交付金は8割が基金として交付されるわけです。

単純に計算したら、例えば10億掛かって7割が交付税で返って来て3割負担。それよりも8割返ってきて2割が負担、単純に考えたらそちらの方が率はいいのではないかと思います。

学校のその分に拘るわけではないのですが、例えば宮田ではもう何でもかんでも上げろというような、言い方は悪いのですが、恐らく10億ぐらい上げていると思います。私は予算書を見ていない、聞いただけですが、直方だって2億から3億4千万上がっているわけです。それが全部元気交付金に当たるかどうかというのは別ですが、しかし上げておかないと当たることはないわけです。

そういう意味で言えば、私は元気交付金自体が良いとは思いません。公共事業のばらまきみたいな交付金ですから、いいとは言いませんがこれはやがて消費税の増税に繋がって行くわけです。今回の分が景気回復を前倒しして、先にやって4月から6月までの景気の動向を見て、それを見て10月に消費税を上げるかどうかというのを考えるわけですから、それを見越したこの元気交付金であるわけで、これ自体はあまり賛成ではないのですが、ただ鞍手町からしたら、出来るだけ25年度にやろうとしていた公共事業を前倒しして予算だけ組んで、県か国か分かりませんが、3時にお知らせが来て5時までに出してくれと。

そういう問題ではないのです。その前からアンテナを張っていて分かっている筈ではないですか。勿論町長が不在という部分もあったかも知れませんが、これはやはり当時の副町長が判断して、そこは決断するべきではなかったのですか。どうなのですか。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

宇田川議員のおっしゃることは私も重々承知いたしています。実は私が1月27日に当選させて頂いて、即、翌日から公務に入りました。

その2日目に全課を通じまして、今度の元気交付金に対しまして、全ての課において、とにかく何でもいいから予算要求を上げてくれということの指令を出しました。ところが、翌日回答が来たのですが、その時点で内容を精査しますと締め切りが終わっていたということでした。

宇田川議員がおっしゃっていることは重々惜しかったなという思いはございます。ただ鞍手町といたしましては、柴田町長がお亡くなりになって、副町長が色々な対応策に追われて、言い方は悪いのですが、ドタバタやっていたというのが現状ではないかなと思っております。それから私も先月27日に、その件で東京に陳情に、麻生事務所の野田さんの方に話に行きました。やはり間に合わないということで、努力はしたのですが、いかんせん政治空白がちょっと大きかったという部分は、致し方なかったかなという思いがいたしています。

以上でございます。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第18号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第18号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第16 議案第19号 平成24年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第4号を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第19号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第19号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第17 議案第20号 平成24年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第20号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第20号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第18 議案第21号 平成24年度鞍手町住宅新築資金等特別会計補正予算第1号を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第21号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第21号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第19 議案第22号 平成24年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算第4号を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第 2 2 号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第 2 2 号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第 2 0 議案第 2 3 号 平成 2 4 年度鞍手町中山西区用地造成事業特別会計補正予算第 1 号を議題とします。

質疑はありませんか。

宇田川 亮君。

**○ 1 1 番 宇田川 亮君**

今回、西区の用地は造成が完了したということでの減額なのですが、今通ったら素人目に見て、今日も雨が降っていますが、もの凄く水が溜まっているのです。あれでいいのだろうかと感覚的に思います。地が沈んでいっているのか分かりませんが、最初からあのような形で造成は終わりですよという形なのでしょうか。

**○ 議長 川野 高實君**

企画財政課長。

**○ 企画財政課長 三戸 公則君**

本町の予算の事業として完了ということですが、後窪んでいる部分につきましては、今度国土交通省から土を入れて頂くという予定になっています。それも今月中に終わる予定でございます。以上です。

**○ 議長 川野 高實君**

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第 2 3 号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第 2 3 号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第 2 1 議案第 2 4 号 平成 2 4 年度鞍手町泉水団地改良住宅移設事業特別会計補正予算第 1 号を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第 2 4 号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第 2 4 号は民生産業委員会に付託することに決定しました。



次に、日程第22 議案第25号 平成25年度鞍手町一般会計予算を議題とします。  
まず、歳出より質疑をお受けします。

事項別明細書の31頁をお開き下さい。

1款 議会費及び 2款 総務費について、31頁から45頁まで質疑はありませんか。  
次に進みます。

3款 民生費及び 4款 衛生費について、46頁から69頁まで質疑はありませんか。  
宇田川 亮君。

**○11番 宇田川 亮君**

細かいことは特別委員会がありますので、そこでお尋ねしたいと思いますが、今日は町長が居られますのでこの場で聞こうと思っています。

12頁の人権推進事業総務費の中の一番下の負担金補助及び交付金。これは毎回言っていますが、部落解放同盟鞍手地区協議会に144万円、解放活動団体に150万円、これもずっと以前の町長の時から話していますが、特定の運動団体に対する補助金です。

これについては、小竹は完全に廃止していますが、順次減らして行くような話し合いを持ってくれと。分かりましたということだったと思います。

これはもう大概で少しずつ減らすなり、ずっとこのまま置いておくつもりなのですか。もう腹を割ってお話をして、これはもう無くすべきではないかと私は思います。その点についてお願いいたします。

**○議長 川野 高實君**

町長。

**○町長 徳島 眞次君**

宇田川議員のおっしゃることは分かりませんが、ただ私も成り立てで良く精査はしていませんが、県立高校なんかもまだ人権学習、こういった部落差別の学習時間も取られています現実的に。まだ差別があっているということも聞き及んでいますので、今の段階では、ここで私が廃止ということは致しかねますとしか言えませんが、しかし今後、色々な面を含めて勉強しながら検討していきたいなと思っています。以上でございます。

**○議長 川野 高實君**

他に質疑はありませんか。

次に進みます。

5款 労働費から 7款 商工費について、70頁から76頁まで質疑はありませんか。  
次に進みます。

8款 土木費及び 9款 消防費について、76頁から85頁まで質疑はありませんか。  
次に進みます。

10款 教育費から 14款 予備費について、85頁から104頁まで質疑はありませんか。

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

92頁の工事費15億7400万円ほど上がっていますが、一般質問の中でもお尋ねしましたが、この中に校舎の改修費も含まれていると思いますが、その校舎の改修費の国の補助金は幾らですか。

○議長 川野 高實君

教育課長。

○教育課長 筒井 英和君

お答えいたします。

国としての補助金ですが、体育館部分につきましては1億95万7千円。その他の武道場、プール、校舎改修、それから障害児を対象としたエレベータ、太陽光発電、こちらが1億6867万円というふうになっています。

○議長 川野 高實君

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

校舎の改修費には国庫補助金は付いていないのですか。

○議長 川野 高實君

教育課長。

○教育課長 筒井 英和君

校舎の部分の補助金ということですね。これにつきましては校舎改修で、今言いましたように6700万円と空調機部分等で4600万円、エレベータの関係が400万円、それから別になりますが、太陽光発電で約2千万円というような内訳でございます。

○議長 川野 高實君

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

後でも良かったのですが、武道場の建設の事業債については5490万円で、地方債が充てられているというふうになっているのですが、これは過疎債とは違う別の地方債ということなのですか。

○議長 川野 高實君

企画財政課長。

○企画財政課長 三戸 公則君

お答えいたします。

歳入のところでは29頁をご覧頂くと分かりますが、21款 町債のところでは教育債としまして、学校教育施設等整備事業債という形で5490万円を計上させて頂いています。以上です。

○議長 川野 高實君

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

先程ありました24年度、25年度の事業についても前倒しして元気債に、この武道場は該当しなかったのですか。

○議長 川野 高實君

企画財政課長。

○企画財政課長 三戸 公則君

学校事業の主なものとは殆ど該当しておりました。ただ先程もご説明いたしましたように、実際に過疎債と比較した場合に、学校全体の事業費で試算しますと、本町の場合は過疎債を活用した方が実質的な負担は有利という結果が出ましたので、それに基づいて判断しております。以上です。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

これで歳出を終わります。

次に歳入に入ります。

15頁をお開き下さい。

一括して質疑をお受けします。

15頁から29頁まで質疑はありませんか。

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

先程の続きと申しますか29頁ですが、はっきりと教育債として武道場が上がっています。過疎債は過疎事業対策事業債というふうに上がっていますので、武道場については過疎債を使っていないのではないかというような判断から先程お尋ねしたのですが、その辺はどうなりますか。

○議長 川野 高實君

企画財政課長。

○企画財政課長 三戸 公則君

武道場につきましては、過疎債は充当していません。

○議長 川野 高實君

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

どちらが有利だったのですか。

○議長 川野 高實君

ここでしばらく休憩します。

休憩 14時22分

再開 14時22分

○議長 川野 高實君

会議を再開します。

企画財政課長。

○企画財政課長 三戸 公則君

このことにつきましては、現在資料を持ち合わせていませんので、後ほど当初予算につきましては19日の特別委員会の席で答弁させていただきます。

○議長 川野 高實君

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

また特別委員会もありますから、その際にお尋ねします。

○議長 川野 高實君

これで歳入を終わります。

それでは歳入歳出全般について質疑はありませんか。

久保田正之君。

○9番 久保田 正之君

歳出の時に言えば良かったのですが、34頁の町長の交際費が100万上がっています。前年度もそうでしょうが、今回これを十分歩けるような交際費を付けて、堂々として政治活動をやって欲しいと思っております。

実績等はどういう形で、これは交際費が少なければいいとか、多ければいいということではないでしょうが、やはり当初予算にそういうものを反映するようにすべきではないかなと思っております。考え方を示して頂ければ有り難いと思っております。

○議長 川野 高實君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

お答えいたします。

これまで交際費については、使途について細かく取り決めというか内規を定めて、交際費は随時公表いたしておりますので、そういったことでこれまで使っております。

ただ、これから町長が申しましたようにトップセールスで活動して行くということを言われていますので、出来るだけその辺も、こういった交際費も当然そうですし、移動費についても町長が活動して頂くための措置はしていきたいと思っております。以上です。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

只今議題となっております議案第25号は、議長を除く議員11名で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第25号は、議長を除く議員11名で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決定しました。

これより委員長、副委員長の互選のためしばらく休憩します。

休憩 14時26分

再開 14時44分

○議長 川野 高實君

会議を再開します。

特別委員会正副委員長の互選の結果を、局長より報告いたします。

○議会事務局長 渡邊 智文君

それではご報告をさせていただきます。

委員長に久保田正之議員。

副委員長に原 哲也議員。以上でございます。

○議長 川野 高實君

以上のように決定しました。

次に、日程第23 議案第26号 平成25年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第26号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第26号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第24 議案第27号 平成25年度鞍手町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第27号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第27号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第25 議案第28号 平成25年度鞍手町住宅新築資金等特別会計予算を議題とします。

質疑はありませんか。

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

これについては毎回質問させてもらっていますが、予算で貸付金回収金84万1千円となっておりますが、滞納というか残っている分は全体でどのくらいあるのですか。

○議長 川野 高實君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 鯨坂 健二君

お答えいたします。

平成25年2月末現在で2722万3096円の残高です。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

回収しきれていない額が2700万円からあるわけで、本当言ったら、これは既に返してもらってなければいけない額なのです。ですが今回の予算でも84万1千円という。

今後どういうふうにして行くつもりですか。早く回収して、早くこの会計自体をなくした方がいいと思います。ただなかなか難しいことは私も分かっていますが、新しく町長が変わられましたので、今後の方針としてどういうふうに考えているのかお尋ねします。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

一応分納して頂いているみたいですが、当面はその方向で様子を見させて頂こうかなと思っておりますが、これが答弁になっていきますかね。

正直言ってよく分からないので、副町長に言って頂こうかなと思っております。

○議長 川野 高實君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

お答えいたします。

これは毎年ご質問を頂いています。これまで納付のなかった方も担当の方がお伺いして、分納して頂くということを進めています。ただこの金額については、生活実態等を考慮して可能な限りということを進めています。

ただこのまま行きますと、当然相当の年数が掛かるということも考えられますので、どこかの時点でもう一度相手方と協議していくということが必要だと思っております。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

毎回同じようなことを言いますが、これは税金と違って払って頂くというようなものでな

いのです。返してもらるのが当たり前のお金なのです。だけでも税金は滞納すれば差押さえしてだとか、色々な方法を取って出来るだけ取り立てるようにしています。

ですが、これは話し合いをして分納して頂くというような性質のものではないのです。ここは、法的措置はなかなか難しい部分はあると思いますが、強い態度で臨まないとなかなか一生、いつになっても終わりませんよ。不納欠損という性質のものではありませんから、どうですかそこは。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

私はまだ全体を把握していません。ちょっと時間を頂いて精査させて頂いて、何名、そしてどのような形になっていたのかという経緯を勉強させて下さい。以上でございます。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第28号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第28号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第26 議案第29号 平成25年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計予算を議題とします。

質疑はありませんか。

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

久しく聞いていなかったのですが、下水道の工事をずっとやられています、工事自体はどの程度進んでいるのか、供用開始のあったところで、下水道工事も終わってやっている世帯がどのくらいの割合であるのかを教えてください。

○議長 川野 高實君

中岡上下水道課長。

○上下水道課長 中岡 和之君

お答えいたします。

24年4月1日現在で水洗化されている人は4632人、全体の率にしますと37.9%が水洗にされています。これは合併浄化槽も含んだところであり、整備としましては、現段階では処理人口が6544人に対し、水洗化されているのが4632人で水洗化率としましては70%となっています。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

供用開始されていないところは除けて、含まなくて、供用開始があったところと、合併浄化槽も含めたところでの70%ということですね。

○議長 川野 高實君

上下水道課長。

○上下水道課長 中岡 和之君

水洗化率の37.9%というのは、合併浄化槽も含んだところの水洗化率であります。鞍手町全体です。

整備人口としましては6544人済んで、その内の水洗化をされている方が4632人ということで、70.8%の方が水洗化をされているということでもあります。

○議長 川野 高實君

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

分かりました。ただ折角下水道の工事をやって供用開始をされているところであれば、当時執行部の方から100%を目指すということと言われていましたので、今度徳島町長も住宅リフォームの助成制度もすると言われましたので、そういうものも活用して是非率も上げていって頂きたいなと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長 川野 高實君

上下水道課長。

○上下水道課長 中岡 和之君

今おっしゃるように、この2年間で要望額に対する国庫補助が若干遅れていますが、今後また要望額を増やして進めて行きたいと考えています。以上です。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第29号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第29号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第27 議案第30号 平成25年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計予算を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第30号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。



(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第30号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第28 議案第31号 平成25年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計予算を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第31号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第31号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第29 議案第32号 平成25年度鞍手町中山西区用地造成事業特別会計予算を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第32号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第32号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第30 議案第33号 平成25年度鞍手町泉水団地改良住宅移設事業特別会計予算を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第33号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第33号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第31 議案第34号 平成25年度地方独立行政法人くらて病院貸付金特別会計予算を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第34号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第34号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第32 議案第35号 平成25年度鞍手町水道事業会計予算を議題とします。  
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第35号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第35号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第33 議案第36号 鞍手町道路線の認定を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第36号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第36号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第34 議案第37号 宮若市・鞍手町・小竹町障害程度区分等認定審査会の共同設置に関する規約の変更についてを議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第37号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第37号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

この際休会についてお諮りします。

明日14日から20日までの7日間は委員会審査のため休会としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって明日14日から20日までの7日間は委員会審査のため休会とします。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会します。

散会 14時59分

平成25年鞍手町議会第2回定例会会議録（第4号）						
平成25年 3月21日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議			議 長		
	平成25年 3月21日 午後1時00分			川野高實		
	閉 会 開 議			議 長		
	平成25年 3月21日 午後1時55分			川野高實		
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	熊井照明	出欠	11	宇田川亮	出欠
	2	須山由紀生	出欠	12	岡崎邦博	出欠
	3	星正彦	出欠	13	栗田幸則	出欠
	4	—	出欠			
	出席 12人	5	田中二三輝	出欠		
	欠席 0人	6	原哲也	出欠		
	欠員 1人	7	川野高實	出欠		
		8	須藤敏夫	出欠		
		9	久保田正之	出欠		
	10	武谷保正	出欠			
会議録署名 員	1	熊井照明		2	須山由紀生	

職 出 務 席	議会事務 局長	渡辺智文	出欠	議会事務 局長補佐	武谷朋視	出欠
	町長	徳島眞次	出欠	会計課長	久保田隆一	出欠
	副町長	本松吉憲	出欠	建設課長	森茂樹	出欠
	教育長	山本喜久男	出欠	企画財政 課長	三戸公則	出欠
	総務課長	白石秀美	出欠	上下水道 課長	中岡和之	出欠
	福祉人権 課長	鯨坂健二	出欠	病院事務 局長	中野眞路	出欠
	税務住民 課長	藤原光徳	出欠	教育課長	筒井英和	出欠
	農政環境課長 兼農業委員会 事務局長	篠原哲哉	出欠	保険健康 課長	長友浩一	出欠
地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名						
議事日程	別紙のとおり					
付議事件	別紙のとおり					
会議経過	別紙のとおり					

## 平成25年第2回鞍手町議会定例会議事日程

3月21日 午後1時開議

### 第4号

- 日程第1 議案第6号 鞍手町新型インフルエンザ等対策本部条例  
(民生産業委員長報告)
- 日程第2 議案第7号 鞍手町営住宅等整備基準条例  
(民生産業委員長報告)
- 日程第3 議案第8号 鞍手町準用河川構造の基準に関する条例  
(民生産業委員長報告)
- 日程第4 議案第13号 鞍手町道路占用料条例の一部を改正する条例  
(民生産業委員長報告)
- 日程第5 議案第14号 鞍手町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例  
(民生産業委員長報告)
- 日程第6 議案第15号 鞍手町営住宅管理条例の一部を改正する条例  
(民生産業委員長報告)
- 日程第7 議案第16号 鞍手町改良住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例  
(民生産業委員長報告)
- 日程第8 議案第17号 鞍手町し尿処理施設設置及び管理条例の一部を改正する条例  
(民生産業委員長報告)
- 日程第9 議案第19号 平成24年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)  
(民生産業委員長報告)
- 日程第10 議案第20号 平成24年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)  
(民生産業委員長報告)
- 日程第11 議案第21号 平成24年度鞍手町住宅新築資金等特別会計補正予算(第1号)  
(民生産業委員長報告)
- 日程第12 議案第24号 平成24年度鞍手町泉水団地改良住宅移設事業特別会計補正予算  
(第1号)  
(民生産業委員長報告)
- 日程第13 議案第37号 宮若市・鞍手町・小竹町障害程度区分等認定審査会の共同設置に  
関する規約の変更について  
(民生産業委員長報告)
- 日程第14 議案第36号 鞍手町道路線の認定  
(民生産業委員長報告)
- 日程第15 議案第4号 過疎地域自立促進計画の変更  
(総務文教委員長報告)

- 日程第16 議案第5号 鞍手町過疎地域自立促進特別事業基金条例  
(総務文教委員長報告)
- 日程第17 議案第9号 鞍手町職員退職手当支給条例の一部を改正する条例等の一部を  
改正する条例 (総務文教委員長報告)
- 日程第18 議案第10号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の  
一部を改正する条例 (総務文教委員長報告)
- 日程第19 議案第11号 鞍手町特別会計条例の一部を改正する条例  
(総務文教委員長報告)
- 日程第20 議案第12号 鞍手町行政財産使用料条例の一部を改正する条例  
(総務文教委員長報告)
- 日程第21 議案第18号 平成24年度鞍手町一般会計補正予算(第8号)  
(総務文教委員長報告)
- 日程第22 議案第22号 平成24年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算  
(第4号) (総務文教委員長報告)
- 日程第23 議案第23号 平成24年度鞍手町中山西区用地造成事業特別会計補正予算  
(第1号) (総務文教委員長報告)
- 日程第24 議案第25号 平成25年度鞍手町一般会計予算  
(予算特別委員長報告)
- 日程第25 議案第26号 平成25年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算  
(民生産業委員長報告)
- 日程第26 議案第27号 平成25年度鞍手町後期高齢者医療特別会計予算  
(民生産業委員長報告)
- 日程第27 議案第28号 平成25年度鞍手町住宅新築資金等特別会計予算  
(民生産業委員長報告)
- 日程第28 議案第30号 平成25年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計予算  
(民生産業委員長報告)
- 日程第29 議案第31号 平成25年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費  
特別会計予算 (民生産業委員長報告)
- 日程第30 議案第33号 平成25年度鞍手町泉水団地改良住宅移設事業特別会計予算  
(民生産業委員長報告)
- 日程第31 議案第29号 平成25年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計予算  
(総務文教委員長報告)
- 日程第32 議案第32号 平成25年度鞍手町中山西区用地造成事業特別会計予算  
(総務文教委員長報告)

日程第33 議案第34号 平成25年度地方独立行政法人くらて病院貸付金特別会計予算  
(総務文教委員長報告)

日程第34 議案第35号 平成25年度鞍手町水道事業会計予算  
(総務文教委員長報告)

日程第35 意見書第1号 「原子力事故子ども・被災者支援法」に基づく施策の早期具体化  
等を求める意見書

日程第36 閉会中の継続事件

平成25年3月21日（第4日）

開議 13時00分

○議長 川野 高實君

これから本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

日程はお手元に配布のとおりです。

日程第1 議案第6号から日程第14 議案第36号までの14件を一括して議題とします。

本案は民生産業委員会に付託していただきましたので、民生産業委員長の審査報告を求めます。

栗田民生産業委員長。

○13番 栗田 幸則君

民生産業委員会の議案審査報告をいたします。

議案第6号 鞍手町新型インフルエンザ等対策本部条例。

議案第7号 鞍手町営住宅等整備基準条例。

議案第8号 鞍手町準用河川構造の基準に関する条例。

議案第13号 鞍手町道路占用料条例の一部を改正する条例。

議案第14号 鞍手町重度障害者医療の支給に関する条例の一部を改正する条例。

議案第15号 鞍手町営住宅管理条例の一部を改正する条例。

議案第16号 鞍手町改良住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例。

議案第17号 鞍手町し尿処理施設設置及び管理条例の一部を改正する条例。

議案第19号 平成24年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第4号。

議案第20号 平成24年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号。

議案第21号 平成24年度鞍手町住宅新築資金等特別会計補正予算第1号。

議案第24号 平成24年度鞍手町泉水団地改良住宅移設事業特別会計補正予算第1号。

議案第37号 宮若市・鞍手町・小竹町障害程度区分等認定審査会の共同設置に関する規約の変更について。

本委員会は、3月13日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

次に、議案第36号 鞍手町道路線の認定。

本委員会は、3月13日に付託された上記の議案を審査の結果、原案を認定すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

○議長 川野 高實君

これから委員長報告に対する質疑を行います。

議案第6号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第7号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第8号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第13号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第14号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第15号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第16号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第17号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第19号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第20号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第21号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第24号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第37号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第36号について質疑はありませんか。



(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第6号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第7号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第8号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第13号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第14号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第15号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第16号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第17号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第19号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第20号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第21号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第 2 4 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第 3 7 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第 3 6 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 6 号 鞍手町インフルエンザ等対策本部条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第 6 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第 7 号 鞍手町営住宅等整備基準条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第 7 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第 8 号 鞍手町準用河川構造の基準に関する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第 8 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第 1 3 号 鞍手町道路占用料条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第 1 3 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第 1 4 号 鞍手町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第 1 4 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第15号 鞍手町営住宅管理条例の一部を改正する条例を採決します。  
本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第15号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第16号 鞍手町改良住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第16号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第17号 鞍手町し尿処理施設設置及び管理条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第17号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第19号 平成24年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第4号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第19号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第20号 平成24年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第20号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第21号 平成24年度鞍手町住宅新築資金等特別会計補正予算第1号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第21号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第24号 平成24年度鞍手町泉水団地改良住宅移設事業特別会計補正予算第

1号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第24号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第37号 宮若市・鞍手町・小竹町障害程度区分等認定審査会の共同設置に関する規約の変更についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第37号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第36号 鞍手町道路線の認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第36号は委員長報告のとおり認定されました。

次に進みます。

日程第15 議案第4号から日程第23 議案第23号までの9件を一括して議題とします。

本案は総務文教委員会に付託していただきましたので、総務文教委員長の審査報告を求めます。

原総務文教委員長。

#### ○6番 原 哲也君

総務文教委員会の審査報告をいたします。

議案第4号 過疎地域自立促進計画の変更。

議案第5号 鞍手町過疎地域自立促進特別事業基金条例。

議案第9号 鞍手町職員退職手当支給条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条例。

議案第10号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例。

議案第11号 鞍手町特別会計条例の一部を改正する条例。

議案第12号 鞍手町行政財産使用料条例の一部を改正する条例。

議案第18号 平成24年度鞍手町一般会計補正予算第8号。

議案第22号 平成24年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算第4号。

議案第23号 平成24年度鞍手町中山西区用地造成事業特別会計補正予算第1号。

本委員会は、3月13日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告いたします。

#### ○議長 川野 高實君

これから委員長報告に対する質疑を行います。

議案第4号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第5号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第9号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第10号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第11号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第12号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第18号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第22号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第23号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第4号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第5号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第9号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第10号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第11号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第12号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第18号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第22号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第23号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第4号 過疎地域自立促進計画の変更を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第4号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第5号 鞍手町過疎地域自立促進特別事業基金条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第5号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第9号 鞍手町職員退職手当支給条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第9号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第10号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第10号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第11号 鞍手町特別会計条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第11号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第12号 鞍手町行政財産使用料条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第12号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第18号 平成24年度鞍手町一般会計補正予算第8号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第18号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第22号 平成24年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算第4号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第22号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第23号 平成24年度鞍手町中山西区用地造成事業特別会計補正予算第1号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第23号は委員長報告のとおり可決されました。

次に進みます。

日程第24 議案第25号を議題とします。

本案は予算特別委員会に付託していただきましたので、予算特別委員長の審査報告を求めます。

久保田予算特別委員長。

○9番 久保田 正之君

予算特別委員会の議案審査報告をいたします。

議案第25号 平成25年度鞍手町一般会計予算。

本委員会は3月13日に付託された上記の議案を審査の結果、原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告いたします。

○議長 川野 高實君

これから委員長報告に対する質疑を行います。

議案第25号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第25号について討論はありませんか。

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

討論に入ります前に、3月15日に安倍首相が行ったTPP交渉参加の表明について一言言わせて頂きます。

安倍首相は交渉の中で、守るべきものは守るなどとしていますが、一旦参加したら守るべきものが守れないのがTPP交渉です。日本共産党は安倍政権に対しTPP交渉参加表明を行ったことに強く抗議するとともに、参加表明の撤回を強く求めるものであります。

町長もこの立場で、是非頑張ってくださいと思います。

それでは、議案第25号 平成25年度鞍手町一般会計予算に対し、日本共産党を代表して反対討論を行います。

2013年度の政府予算案は、大型公共事業のばらまき、大企業減税の拡充、社会保障の削減、原発推進、軍事費の拡大など、財界とアメリカ言いなりの政治を完全に復活させる予算案となっています。

一時的な財政出動で見かけの景気回復を演出することによって、消費税増税への地ならしをねらった予算案であることも重大です。デフレ不況の原因である国民所得の低下を打開する施策は欠落し、地方公務員の賃金引き下げを前提とした地方交付税の引き下げ、年金の減額や生活保護基準の引き下げ等の社会補償費削減など、消費税増税とあわせて、暮らしと経済の危機をますます深刻化させる予算となっています。

平成25年度鞍手町一般会計予算は、町長就任後あまり時間がなく、歳入不足がある中で予算編成では、かなり苦勞されたことだろうと思います。

更に、その中で小学校入学前までの医療費無料化や妊婦検診、子宮頸がんワクチンなどの予防接種の継続や、各小学校のトイレの洋式化など、歓迎される予算も組み込まれています。

しかしながら、家計の所得は減り続け、負担は増えている中で高すぎる国保税やゴミ袋料



金、保育料の負担軽減などは考えられていません。とりわけ国保会計は医療費の伸びにより制度維持も危うくなっています。それを保険者に押しつけるようなことはあってはなりません。税の公平性という意味からも、同和関係予算にも本格的メスを入れるべきです。

こういった問題点の解決策を示し、国保税やゴミ袋料金の値下げ、さらなる子育て支援など、町民の暮らしと営業を応援する予算に組み替えていくことを求めて反対討論を終わります。

**○議長 川野 高實君**

他に討論はありませんか。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第25号 平成25年度鞍手町一般会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第25号は委員長報告のとおり可決されました。

次に進みます。

日程第25 議案第26号から日程第30 議案第33号までの6件を一括して議題とします。

本案は民生産業委員会に付託していただきましたので、民生産業委員長の審査報告を求めます。

栗田民生産業委員長。

**○13番 栗田 幸則君**

民生産業委員会の議案審査報告をいたします。

議案第26号 平成25年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算。

議案第27号 平成25年度鞍手町後期高齢者医療特別会計予算。

議案第28号 平成25年度鞍手町住宅新築資金等特別会計予算。

議案第30号 平成25年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計予算。

議案第31号 平成25年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計予算。

議案第33号 平成25年度鞍手町泉水団地改良住宅移設事業特別会計予算。

本委員会は、3月13日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

**○議長 川野 高實君**

これから委員長報告に対する質疑を行います。

議案第26号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第 27 号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第 28 号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第 30 号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第 31 号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第 33 号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第 26 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第 27 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第 28 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第 30 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第 31 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第 33 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 26 号 平成 25 年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第26号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第27号 平成25年度鞍手町後期高齢者医療費特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第27号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第28号 平成25年度鞍手町住宅新築資金等特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第28号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第30号 平成25年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第30号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第31号 平成25年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第31号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第33号 平成25年度鞍手町泉水団地改良住宅移設事業特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第33号は委員長報告のとおり可決されました。

次に進みます。

日程第31 議案第29号から日程第34 議案第35号までの4件を一括して議題とします。

本案は総務文教委員会に付託していましたので、総務文教委員長の審査報告を求めます。

原総務文教委員長。

○6番 原 哲也君

総務文教委員会の議案審査報告をいたします。

議案第29号 平成25年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計予算。

議案第32号 平成25年度鞍手町中山西区用地造成事業特別会計予算。

議案第34号 平成25年度地方独立行政法人くらて病院貸付金特別会計予算。

議案第35号 平成25年度鞍手町水道事業会計予算。

本委員会は、3月13日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告いたします。

○議長 川野 高實君

これから委員長報告に対する質疑を行います。

議案第29号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第32号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第34号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第35号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第29号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第32号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第34号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第35号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 29 号 平成 25 年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計予算を採決します。  
本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第 29 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第 32 号 平成 25 年度鞍手町中山西区用地造成事業特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第 32 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第 34 号 平成 25 年度地方独立行政法人くらて病院貸付金特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第 34 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第 35 号 平成 25 年度鞍手町水道事業会計予算を採決します。  
本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第 35 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に進みます。

日程第 35 意見書第 1 号を議題とします。

提出者を代表して 6 番議員 原 哲也君に趣旨説明をお願いします。

原 哲也君。

#### ○ 6 番 原 哲也君

意見書第 1 号を提案します。

意見書第 1 号 「原子力事故子ども・被災者支援法」に基づく施策の早期具体化等を求める意見書。別紙意見書案を提出する。

平成 25 年 3 月 21 日提出。

提出者 鞍手町議会議員 原 哲也。

同じく 栗田 幸則。

提案理由。

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 99 条並びに鞍手町議会会議規則（昭和 62 年

鞍手町議会規則第1号)第13条第1項及び第2項の規定により提案する。

**○議長 川野 高實君**

お諮りします。

意見書第1号は、質疑・討論を省略して直ちに採決に入りたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって意見書第1号は質疑・討論を省略します。

これから採決を行います。

意見書第1号 「原子力事故子ども・被災者支援法」に基づく施策の早期具体化等を求める意見書を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって意見書第1号は原案のとおり可決されました。

次に日程第36 閉会中の継続事件を議題とします。

各委員長から目下審査する事件について、会議規則第74条の規定に基づき、お手元に配布しましたとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長の申し出のとおり、継続審査することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって委員会から申し出のとおり継続審査することに決定しました。

次に、3月31日付けで退任されます、山本教育長から挨拶の申し出があります。

これをお受けしたいと思います。

**○教育長 山本 喜久男君**

この度退任することになりまして、ご挨拶の時間を頂きましたことは有り難く思っています。

鞍手町教育長を、3月31日をもって退任させて頂くことになりました。先人の郡司島教育長の後任として就任して以来5年と3ヵ月余り、町当局をはじめ町議会議員の皆様のご指導、ご鞭撻のもとに本日を迎えられることを、心から感謝いたしています。その間、教育問題に関しましては、教育環境の整備、充実に関しまして、多くのご指摘やご助言、或いはご支援を頂きました。

特に学校の耐震化につきましては、平成23年度末までには、全ての町内の校舎が耐震化に適用するようにさせて頂きました。この場をお借りしまして厚くお礼を申し上げます。ありがとうございました。

教育委員の任期はあと半年あまり、10月3日までございます。しかし私事ではございますが、1年半ほど前から左耳が突発性難聴ということで、随分苦労しまして補聴器等も挿入しました。それが段々進行しまして、右耳まで移行しまして非常に困っていたわけですが、

このままの状態では公務に支障の恐れがあるということで、自分で判断をいたしまして2月1日付けで辞職願を出させて頂き、3月31日をもって退職するという事にさせて頂きました。

今日中学校の統合問題を含め、教育問題が山積する中、私の体調不良により任期途中で退職することは慙愧に堪えない次第でございます。

在職中の5年あまりは、町の行財政改革、また教育改革のまっただ中でした。私としては小中学校の整備統合問題をはじめ、教職員の資質の向上、小中連携、学力向上等につきまして誠心誠意取り組んできたつもりでございます。

中でも平成20年8月から室木小学校、西川小学校の整備統合問題についての調査検討を20ヵ月に亘って行ってまいりました。統合は実現はしませんでした。小規模校の運営、或いは複式学級の経営等につきまして地域の方々、或いは学校関係者に理解を深めて頂くことが出来ました。

また、2校だけの問題でなく整備統合問題につきましては、全町的な視点で検討する必要があるのではないかという提言も頂きました。今日進行しています中学校統合問題につきましては、この延長線上にあるものだと思っております。

学校の教育内容に触れて見ますと、平成20年度より小中学校連携を取り入れ、小学校の英語活動の23年度からの必修を前倒ししまして、職員の合同研修会を毎年継続していますし、指導力の向上を図って来たところでございます。

義務教育9カ年を見通した南北両中学校単位の連携授業と申しますか、公開授業を小中学校でお互いにやっています。こういったことを通しまして、授業の工夫改善や指導力の向上を図って来たところでございます。

また今日の地域基盤社会の進展に伴いまして、児童生徒に生きる力を育むために、平成23年度から西川小学校、新延小学校、鞍手南中学校が県の学力向上推進授業の指定を受けていまして、その先導的な取り組みを町内全小中学校で取り組むように組織化いたしました。意図的、計画的に町内全ての学校で取り組んでいます。そしてその結果を検証し、25年度の学力、県平均は基より、全国レベルまで高めることを目標として現在取り組んでいるところでございます。着実に進展の様子が現在伺えます。25年度を楽しみにしていたわけでございます。

退任の挨拶としましてはちょっと長くなりましたが、鞍手町の教育の現状をご報告させて頂きまして挨拶に代えたいと思います。今後私は治療に専念し、清逸有徳の余生を送りたいと思っております。

終わりにになりましたけれども、今日まで大変お世話になりましたことを、ここに改めてお礼申し上げ退任の挨拶といたします。どうも長い間お世話になりました。

#### ○議長 川野 高實君

これで本日の日程は全部終了しました。

これをもって平成25年第2回定例会を閉会します。

閉会 13時55分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議長 川野高實

議員 熊井照明

議員 須山由紀生



平成25年3月21日

鞍手町議会

議長 川野高實

### 閉会中の継続事件について

下記事件について、各委員長から鞍手町議会会議規則第74条の規定に基づき、閉会中の継続審査及び調査の申し出があったので、これを閉会中の継続事件とすることにつき議会の議決を求める。

委員会名	調査事項
総務文教委員会	財政、人事、給与、消防、都市計画、教育、上下水道及び民生産業委員会に属さない事項の所管事務調査
民生産業委員会	厚生、福祉、保健衛生、国民健康保険、産業、労働、土木、建設、病院、介護老人保健施設に関する事項の所管事務調査
議会運営委員会	本会議の会期日程等議会運営に関する事項、議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項、全員協議会の開催に関する事項及び議長の諮問に関する事項
議会広報編集調査特別委員会	議会広報編集及び調査